

いわき市農業委員会第35回総会議事録

1 開催日時

令和3年2月19日（金） 13時00分から18時10分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（32人）

(1) 農業委員（23人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳		22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（9人）

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査

4 欠席者（1人）

12 佐川良平

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第35回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

はじめに、机の上のお菓子ですが、吉田忠夫農地利用最適化推進委員より、葬儀参列のお礼として届いております。

また、お茶については、JA福島さくらが商品化した、いわき産コシヒカリ「いわきライキ」を使用した「抹茶入り玄米茶」をお配りしておりますので、どうぞ御賞味ください。

それでは、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第35回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 【資料1】議案第1号継続審議分の総会の進め方
- 【資料2】「空き家に付随した農地」の取扱いについて
- 【資料3】令和3年度いわき市農業委員会年間行事予定表
- 【資料4】令和3年度いわき市農業委員会現地調査（定例的調査）スケジュール（案）
- 【資料5】いわき市農業委員会総会のオンライン会議について
- 【資料6】第17期農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について（中間発表）
- 【資料7】農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿の提出について（依頼）
- 令和3年農作業労働賃金標準額表
- 福島県いわき農林事務所管内図

以上、12点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第35回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

編集委員の方には、午前11時から編集委員会で参集いただき、引

草野会長

き続きの出席御苦労さまでございます。

次の農業委員会だよりが4月発行になるかと思いますが、第16期の体制では、最後の発行になるかと思います。

3年間、全国2位を含め非常によい成績を収めてこられたのも、編集委員の皆様の努力の賜物と思います。

2月13日の土曜日になりますが、いわき市は震度5強と非常に強い地震に見舞われました。

10年前の3.11が頭をよぎったのではないかと思います。

当日は、職員の方が出勤され、各委員の被害状況を確認いただき、報告をいただきました。

幸い大きな被害が無いということで、安心しました。

2月5日、いわき市農林業賞の表彰式がクレールコートで行われました。

昨年度は、箱崎寿正委員が受賞されました。

今年度は、決して便宜を図ったわけではないのですが、農業委員の坂本和徳委員と小泉昌男委員が、青年の部で受賞されました。

非常に名誉なことで、素晴らしいことだと思います。

ひとつ残念だったのが、その後の祝賀会が開催されなかったことであります。

今回は、青年の部での受賞であった訳ですが、この後は、一般の部もでございます。

これからも、この賞に驕ることなく、一般の部での受賞を目指して頂きたいと思います。

その翌日になりますが、いわき市は、コロナの感染が約2週間0でした。

これも、皆が感染対策を努力している結果かと思います。

今後も感染しないように、注意をしながら生活していかなければならないなあと感じております。

2月10日と12日は、担当ということで、定例の現地調査に行ってきました。

太陽光発電設備への転用の案件が多くなってきている訳ですが、問題になっている案件も増えているように感じます。

継続協議になっている案件も見てきました。

営農型太陽光発電設備についても、慎重に現場を見てきました。

こういった転用案件については、我々は本気で考えなければならない。

また、小名浜下神白については、農用地ではないところではありますが、広範囲で荒れて、すすきなどが生えている。

こういう状況を見ると、集落営農や地域の話し合い活動について、

草野会長 もっと早く行わなければならないと感じます。
 農業委員、農地利用最適化推進委員の位置付けは、こういうところこそ、存在しなければならないという、我々の存在意義のようなものを考えさせられました。
 本日は、定例となります、農地法に係る許可申請の他、先月から継続審議となっている案件など多くの案件を審議頂きます。
 皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します、挨拶とさせていただきます。

事務局
(阿部次長) ありがとうございました。
 それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長
(草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。
 本日の通告欠席者でございますが、議席番号12番、佐川良平委員でございます。
 現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。
 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。
 只今より、いわき市農業委員会第35回総会を開会致します。
 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。
 議席番号3番、蛭田元起委員
 4番、遠藤重和委員
 また、書記は事務局をお願い致します。
 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。
 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。
 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

議 長 (草野会長)	次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (阿部次長)	－議案書 2 ページから 4 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	特にありません。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされており、 該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、審議致しますが、番号 1 番から番号 13 番までが 1 月申請分の事案であり、番号 14 番から番号 20 番までが、前回からの継続審議の事案であります。 ついては、初めに、1 月申請分の番号 1 番から番号 13 番までの審議を行い、その後、継続審議分の番号 14 番から番号 20 番の審議を致します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 5 ページを、お開き願います。 【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	それでは、説明させていただきます。 地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 3 ページをお開き願います。 番号 1 番から番号 8 番は売買による所有権の移転でございます。 番号 9 番は賃借権の設定でございます。 なお、譲受人の住所は双葉郡川内村となっておりますが、現在は妻の実家である平に居住し、妻所有の農地で耕作を行っております。

事務局
(府川主査) 番号10番、及び番号11番は贈与による所有権の移転でございます。
番号12番、及び番号13番は交換による所有権の移転でございます。
議案説明書5ページをお開きください。
今月の3条申請面積は、田14,589㎡、畑5,963㎡、合計20,552㎡となります。
議案説明書7ページをお開き願います。許可要件につきまして、
3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書9ページをご覧ください。
説明は、以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第1号について番号1番から番号13番までの説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

2番
坂本委員 議席番号2番の坂本和徳です。
番号1番から番号9番の事案につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 続いて、事務局お願い致します。

事務局
(府川主査) 事務局から報告申し上げます。
番号10番、及び番号11番につきましては、贈与による所有権の移転案件、番号12番、及び番号13番につきましては、交換による所有権の移転案件であり、事務局のみで現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、現地調査時の報告をいただきました。
冒頭での説明のとおり、初めに番号1番から13番までの1月申請分の事案を審議致します。
只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第1号について、番号1番から番号13番まで、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号1番から13番までは、原案のとおり可決致します。

続いて、先月から継続審議となっております、番号14番から20番までの事案について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川主査) それでは、先月から継続審議となっている、番号14番から番号20番までの事案の説明をさせていただきます。

継続審議案件は、いずれも法人が譲受人となっており、また、太陽光発電パネルの下での営農、いわゆる、営農型太陽光発電設備を設置することを前提とした事案となります。

まず、資料の説明を致します。

ここで使用するものは、議案説明書の6ページの他、本日お配りした、資料1の一連の資料となります。

構成としましては、最初に資料1、3条許可継続審議分14番から20番の総会の進め方。

次に、別紙1、農地法許可基準と今回の事案に対する着眼点の例、こちらの資料をメインに事案の説明を進めてまいります。

次に、許可基準チェックリスト。

こちらは、事案1件ごとに作成してありますので、審議の際、発言や問題点を整理するためにご活用ください。

次に、位置図。

こちらは、前回の審議の際にお配りしたものと同一ものになりますが、審議において、立地や位置も重要になってくると思われまので、改めてお配りしております。

次に、別紙2、営農型太陽光発電設備を前提とした申請の譲受人について。

こちらは前回お配りした譲受人の情報に、申請書の記載内容等を追記したものになります。

また、併せてサカキの栽培方法や太陽光発電設備の下で営農可能な根拠等を示した、5条転用許可申請書に添付する営農計画等の資料も添付してあります。

それから、別紙3、営農型発電設備の実務用Q&A。

事務局
(府川主査)

最後に、他自治体の営農型太陽光発電設備の許可状況等を調査した、営農型太陽光発電設備に係るアンケートまとめです。

前回の審議の際に要望がありましたものを、事務局でとりまとめたものになります。

私からの説明につきましては、まず、先月のおさらいにはなりますが各事案について、次に、許可基準、及び審査の着眼点について、その後、審議の手順について、説明させていただきます。

まず、各事案の説明をさせていただきます。

議案説明書6ページをお開きください。

番号14番から番号16番は、賃借権の設定で新規就農です。

譲受人は、小名浜大原字西細野地47番地2、株式会社アグリサス代表取締役丸林信宏です。

なお、株式会社アグリサスは、株式会社アースコムの子会社として設立された法人が農産物の生産、加工、販売等を目的に新たに立ち上げた法人です。

申請土地は、番号14番は、平、番号15番は、勿来外2筆、番号16番は、常磐外2筆です。

栽培予定作物はサカキで、申請農地の地目及び面積は、田7筆、6,767㎡を畑として使用します。

番号17番から番号20番は、使用貸借権の設定です。

譲受人は、東京都青梅市富岡三丁目1089番1、株式会社彩の榊、代表取締役佐藤幸次です。法人成立は平成23年で、青梅市ほかにおいて、サカキの栽培を行っております。

申請土地は、番号17番は、小名浜、番号18番は、小名浜、番号19番は、小名浜、番号20番は、勿来です。

栽培予定作物はサカキで、申請農地の地目及び面積は、田3筆、1,435.35㎡、畑1筆、615.82㎡、合計2,051.17㎡を畑として使用します。

次に、許可基準について、及び審査の着眼点について説明をさせていただきます。

資料は、資料1の別紙1、農地法許可基準と今回の事案に対する着眼点の例をご覧ください。

資料の作りといたしましては、左から右に、基準、基準の補足説明、今回の事案に対する具体的な着眼点を記載した構成となっております。

基準は全部で7つありまして、資料1、3条許継続審議分14番から20番の総会の進め方の真ん中の矢印に記載のとおり、基準の(1)、(2)、(4)、(5)につきましては、申請者に対する要件、基準の(7)につきましては、申請地、及び営農そのものに対する要件と区分できると考えます。

事務局
(府川主査)

なお、基準(3)と基準(6)につきましては、今回関係してきませんので説明を省略させていただきます。

また、この資料の3ページ以降は5条の基準になりますので説明は省略させていただきますが、この後の協議で必要となる場合もあるかと思いますので併せて記載させていただいております。

それでは、基準について、順番に説明致します。

表記の基準に該当する場合に、許可ができないものとなります。

基準(1)は、農地の全てを効率的に利用しない場合です。

農地の権利取得後に営農を行わないとか、財産として農地の権利取得を行うといった事を未然に防ぐための基準で、経営規模、作付作目等を踏まえ、①機械の所有やリース台数、②労働力の確保、③農作業に関する技術等を総合的に勘案します。

今回、アグリサスにつきましては、新規に法人を立ち上げ、初めてサカキ栽培に着手することから、労働力や技術などについて、営農を行う上で適切な計画となっているかが審査のポイントとなると考えております。

基準(2)は、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合です。

この基準は例外があり、一般法人であっても一定の要件を満たせば貸借権の設定を認められます。なお、彩の榊は農地所有適格法人の要件を満たしています。

基準(4)は、必要な農作業に常時従事しない場合です。

この基準は、基準(1)とも関連してくるものと考えます。

次のページをお開きください。

基準(5)は、下限面積に達しない場合で、原則50a以上となっており、これは、営農者として最低これくらいの面積がないと経営が成り立たないであろう面積として設定されているものです。

なお、アグリサスに関しては、全ての事案が許可できるとなった時点でこの基準がクリアされることとなります。

ここまで、申請者に対する要件となります。

基準(7)は、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合です。

これは、例えば次のような場合、該当することになります。

①既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得する場合。

②地域の水利調整に参加しない場合。

③無農薬・減農薬栽培が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、これまで行われてきた無農薬等が事実上

事務局
(府川主査)

困難となる場合。

④集落一体で特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある場合。

⑤地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約締結され、周辺地域における一般的な借賃の著しい引き上げをもたらすおそれがある場合。

⑥農業振興地域整備計画や農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある場合。

などです。

基準(7)につきましては、申請地、及び営農そのものに対する要件となりますので、事案ごとに見ていきます。

一連の資料の中に位置図がございますので併せてご覧ください。

番号14番、申請地は平です。

本事案は、農振農用地の真ん中に位置し、隣接農地は田で耕作中であります。

番号15番、申請地は勿来外2筆です。

本事案は、第3種農地で市街化区域、及び住宅地に近接しており、隣接農地は休耕中です。

番号16番、申請地は常磐外2筆です。

本事案は、第1種農地の真ん中であり、かつ、同じ地域に点在して申請地があります。

また、隣接農地は田、及び畑で耕作中であります。

番号17番から番号19番は、同一の集団農地内の申請であることから、一括で説明させていただきます。

申請地は、小名浜外3筆です。

本事案は、第2種農地の真ん中に位置し、かつ、申請地は近接しているものの虫食い状態の配置であります。

番号17番と18番の農地の並びの隣接農地は田で耕作中ですが、番号19番の農地の並びは草刈り等、管理はされているものの耕作はされておられません。

番号20番、申請地は勿来です。

本事案は、第2種農地であり、東側は荒れており、南側は既に太陽光発電設備が設置されています。

北側は畑と隣接しており、何かしらの影響を及ぼす可能性が考えられますが、その耕作者は3条許可、及び営農型太陽光設備を設置することについて同意しております。

以上が許可基準について、及び審査の着眼点についての説明でございます。

最後に、今回の継続審議事案につきましては、慎重な審議が必要

事務局
(府川主査)

であると考えることから、事務局より審議の方法、手順について、提案させていただきます。

先ほども申し上げましたが、基準(1)から(6)が申請者に対する要件、基準(7)が申請地、及び営農そのものに対する要件であることから、

はじめに基準(1)から(6)の審議を行い、その後、基準(7)について、事案1件ごとの審議を行っていただきたいと考えております。

議論が出尽くした後、お時間をいただき、事務局で事案1件ごとの総括を行います。

議事再開後、事務局から、事案1件ごとに問題点及び議決すべき事項の説明をいたしますので、それに対し、その都度、決を取っていただきたいと考えます。

私からの説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、継続審議分の説明がありました。

事務局の説明、及び先月の協議内容を踏まえ、審議の手順については、はじめに許可基準(1)から(6)を審議し、その後、許可基準(7)を事案1件ごとに審議してまいりたいと思います。

それでは、許可基準(1)から(6)の基準に照らして、全ての事案について、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

-意見無し-

議長
(草野会長)

委員の皆様から、御意見は特に無いようですが、事務局ではどのように整理されますか。

事務局
(府川主査)

委員の皆様から、許可基準の(1)から(6)について特に御意見が無いようでしたら、許可基準の(1)から(6)については、指摘事項や問題は無いものとしてとらえてよろしいでしょうか。

資料の中にチェックリストが入っていたかと思えます。

事案毎に着眼点も示しておりますので、それを参考にいただき、許可について妥当か、問題があるか判断をいただければと思います。

特に、許可できないであろうと考える事由について、御発言いただければと存じます。

議長
(草野会長)

1月からの継続審議となったわけですが、2月に再度現地調査をしてきました。

農地の真ん中で、営農型といえど太陽光発電設備を行うことに関しては、現場を見た我々としては疑問点もありました。

議 長
(草野会長)

太陽光発電設備への転用の事案も大変多くなってきているわけですので、今後の審議を慎重に行うために、御意見をいただければと思います。

(事務局 草野係長 挙手)

事務局
(草野係長)

事務局から補足説明をさせていただきます。

今回、審議の案件として、A3判の資料の基準の(1)から(6)の部分について、申請者であるアグリサス、及び彩の榊について、妥当かどうかを考えていただければと思います。

特に(1)の農地の全てを効率的に使用して耕作しない場合等について、判断として、経営規模、作付する作物等を踏まえ次の事項を総合的に勘案するとされ、機械の所有状況、労働力の確保の状況、農作業に関する技術というところで、右の所にも若干補足しているのですが、別紙2にアグリサスの状況、2ページ目に彩の榊の状況を載せておりました、それぞれ、会社の概要について、営農歴であったり、年間の収穫予定量、保有農機具、耕作従事者の予定を載せています。

アグリサスであれば、2名を常時従事者として、植え付け管理、収穫作業に応じて日々雇用する予定とされています。

アグリサスに関しては、新規就農として、今回初めて農業に参入することになりますので、農作業に関する技術的な部分についてが検討になるかと思えます。

彩の榊についても、本市での耕作従事予定者として、彩の榊として従事者として5名、その他、いわきチームとして10名程度を確保して植え付け、収穫を行うということで、能力の確保状況となっております。

そういった点を踏まえて、御意見を頂ければと思います。

24番
佐藤委員

議席番号24番、佐藤吉行です。

他の地区ではどうなのか、まだまだ私たちもピンとあっていないのですよね。

他地区でどういう問題が起きているのかという情報が、まだ良く分かっていない。

先月も和田委員から、これでいいのかという意見がありましたが、現にこれから若い世代が、その地で農業をやりたいという時に、このような許可をして、問題が起きたときに、どうするのかというね、そういう心配があります。

地域によって、ここはどうなのかという、現地調査をした時に思

24番
佐藤委員

ったところでもあります。

その辺、会議の中で、仕方ないだろうということで、安易に許可が出せるものか疑問がありますね。

県内でも県外でもいいですが、こういうところで許可を出した時に、どういう問題が起きているのか、知りたいと思っています。

21番
和田委員

議席番号21番、和田正人です。

実は、先日、全国農業会議所主催の稲作経営者会議というのがあるのですが、そこで、営農型太陽光発電設備の話を出させてもらって、全国の問題ということで話をしました。

今のところ、法律で止められないということでした。

各農業委員で判断する、例えば、丹波篠山市では、一切太陽光発電設備は条例で禁止したと、営農型も良いところも、悪いところも全部含めて皆できちんと議論して、実際に条例での禁止までもっていくのは特殊なんでしょうけど、学園都市のつくばでは、今は外出自粛で見にはいけません、筑波山の麓で、メガソーラーを民間事業者が設置しています。

非常に景観が悪いんですよ、禿山みたいになって。

茨城県の地域住民から苦情があって、開発はストップしようという方向性にあるということです。

行政区として、ここはいわき市農業委員会となるわけですが、先程の議長から質問が無いかという点で、皆から質問が無いということは、皆はこれを進めて良いということで、私個人としては、田んぼの真ん中に行えば景観が悪いだけでなく、人・農地プランの集積時の障害になるのでやめた方が良く考えていますが、質問が出なかったということは、皆それで良いということで、多勢に無勢なので、私もそれで良いと思いました。

以上です。

議 長
(草野会長)

後程、1件毎に(7)について審議することになるかと思いますが、ありがとうございます。

それでは、他に御意見等はございますか。

4番
遠藤委員

議席番号4番、遠藤重和です。

私も会長と同じく、10日と12日に現地を見てきました。

勿来の案件についてですが、以前にその農地の近くの農家の息子に相談を受けて、太陽光発電設備はできないかとの相談を受けました。

そこは、第一種農地で、事務局にも確認した上で、太陽光発電設

4番
遠藤委員

備に転用はできないと、その時は回答しました。

その後で、営農型太陽光発電設備ならできるだろうと話を持ち込んできて、こういう申請が出されているという状況です。

先程、和田委員がお話したとおり、景観とか、これから大規模経営をしようとする際の農地の集積、集約化の大きな妨げになると考えます。

実は、その相談を受けた農家の前に新規就農希望者が出てきたのですね。

今度、その土地をまとめるとか、これからやっていこうという後継者が出てきたものですから、やはり、そういう意欲のある農業者が出てきた時に、そういった方々の妨げになるのかなあという、懸念がありまして、私も、和田委員と同じく、いわき市として決めないといけないのではないかという意見です。

7番
草野委員

議席番号7番、草野久仁昭です。

私個人の意見ですが、(1)から(6)までは、特に問題無いと思います。

(7)についてですが、営農型太陽光発電設備の許可については、毎年の報告義務がありますので、その中で指導しながら行うのが良いのではないかと考えます。

農業委員会として厳しく確認して、正しく行われていなければ直ちに許可を取り消すなど、条件付きの許可とするなど、私はお願いします。

議長
(草野会長)

(7)というのは、案件のことですか。

事務局
(府川主査)

基準の(7)ということによろしいですよ。

7番
草野委員

そのとおりです。

議長
(草野会長)

これらについて、事務局としては如何ですか。

事務局
(草野係長)

ここまでの委員の皆様の御意見に関してですが、まず、佐藤委員の県内外で問題はどうかというお話ですが、資料の一番最後に、営農型太陽光発電設備に係るアンケートということで、県内の市町村、

事務局
(草野係長)

福島市、郡山市、田村市、喜多方市、南相馬市、飯館町、檜葉町の他、県外として、茨城県つくば市、埼玉県美里町、徳島県三好市に営農型太陽光発電設備の設置状況をですね、照会をかけたものをまとめたものです。

今、挙げた自治体で、こちらの表にあるとおり、何件許可されて、どのくらいの面積が実施されているか、という調査をしております。

その他に、下部の農地でどのように営農されているのかと主な栽培作物、太陽光の事業者、その地域で栽培事例の少ない作物か栽培されているかと、最後に周辺農地への支障の有無を確認しております。

幾つか、支障のある事例が報告されまして、農地への支障があるとの報告はないが、営農型太陽光発電設備について、実際に営農が出来ておらず更新が出てても許可できるものは非常に少ない、という回答がありました。

また、そういった事例については、5条許可の対応で、営農について改善計画を立てて営農について必須としているということで、中々うまくいっていない事例もあるという認識です。

後ですね、和田委員からありました、つくば市のメガソーラーの話ですが、事務局で調べましたが、彩の榊が下部で営農している案件と思われます。

ただ、詳細についての情報は確認できておりません。

今後は、適宜情報収集はして参りたいと考えております。

法律的にどうなのかという点についてですが、3条許可については、先程から事務局が説明しておりますこの基準に照らし合わせて、基準に適合しないものが具体的にない限りは、許可できないという結論はかなり難しいかと思えます。

許可を出すにあたっては、一概に許可を出すのではなく、今回のサカキの栽培というような、中々本市では栽培実績の少ない作物について、どういった営農計画で行うのか、栽培方法など具体的な計画を出してもらって、効率的に周辺に支障なく営農ができるのか、適正に営農を行えるのを確認した上で許可するなど、申請者に資料を求めることができるかと考えます。

事務局
(阿部次長)

さらに補足説明させていただきます。

事務局として今回御審議いただきたいと考えておりますのは、例えば、全体として疑義があるとしても、どういった理由で疑義があるのかとか、判断できない場合には、どういった材料があれば判断できるのかとか、そういうところを詰めていただければありがたいなと思えます。

事務局
(阿部次長)

お手元の、資料の別紙1、A3の横の資料ですが、基準の(1)ですね。

先程、担当から説明させていただきましたけれども表の右側の部分ですが、事務局が参考としてお示しした審査の着眼点をご覧いただきたいのですが、例えば、1つ目、労働力は適切かについて、従事者数がアグリサスと彩の榊については、労働力が大きく違うように見えますよね。

面積で言うと、アグリサスは6,700㎡あって、彩の榊は5,000㎡だと。

だけど、従事者はアグリサスの方が彩の榊より少ないという状況です。

さらに、点の2つ目ですけど、申請地が平、常磐、勿来と分散しているけれども、そういった状況で適切な耕作が可能なのか。

後は、米印の2つ目、技術的に問題がないのか。

特にアグリサスについて。

アグリサスは、登記上いわき市の会社です。

登記はいわき市にあります。

榊を栽培するために、アースコムがわざわざいわき市に立ち上げた会社で、初めて榊の栽培に着手するものです。

そうした時に、括弧書きにありますけれども、営農開始前に彩の榊から研修を受ける必要があるんじゃないか、あるいは、営農開始後に研修を受ける考えをしているのかとか、そういうところが、例えば審査の着眼点になるのではなかろうかということを経理から参考までにお示しをしています。

繰り返しになりますけど、どういった所に疑義があるのか、それから、判断が難しいとすれば、何が課題でどういった情報が足りなくて判断ができないのか、その辺りを具体的に議論していただければありがたいと考えております。

以上です。

24番
佐藤委員

議席番号24番、佐藤吉行です。

私のまだまだ認識不足もあるかと思うのですが、太陽光発電設備はだめだけど、営農型発電設備は良いという、福島市とかよその事例もありますけど、そばとか、ねぎとか、みょうがとか云々言うけれども、前に現地を見た時に、かなり良い土地に、太陽光発電設備では許可が下りないから、営農型だとして許可を出したとして、うまくいかなかったらどうすんですかと、私ら非常に心配していますよ。

だから、許可出したんだからしょうがないんじゃないかということ

24番
佐藤委員

とでは、農業委員としてはどうかという気持ちがあります。

うちの地域もそうですけど、まだまだ、太陽光の下にサカキを植
えなくても、そういう意味で使える農地って山ほどあるんですね、
私を感じるのには、何でこんな一等地に、少し高くして太陽光だ
なんて、まあ、あの時は、サカキならなあとは思いましたが、その後
のことを考えて、サカキがうまくいかなかったらどうすんですか。

太陽光も現に建っちゃうんだからさあ、地域が頑張ろうという時
に足枷になるんじゃないのと危惧して、これはまずいんじゃないの
と私は思っております。

だから、参考資料の中を見ても、意外と問題が無し、無し、無し
でスムーズにいっちゃうんじゃないのと気になるんですね。

やっぱり、いわきとしては、喧々諤々論議しながら、ちょっと待
てというスタンスで行かなければならないのかなと思います。

事務局
(金成主査)

事務局から、先程来の委員の皆様の御意見について、補足で説明
をさせていただきます。

委員の皆様が懸念されている許可後の営農状況が正しく行われな
いのではないかについてです。

農地法第3条許可においては、法人に対する許可について、必ず
解除条件が付くこととなります。

その法人が、農地所有適格法人であっても、一般法人であっても、
営農が計画通りに正しく行われていない場合は、計画通りに営農を
行う指導と、場合によっては、許可の解除ができる規定となり、そ
の条件が附された上での許可となります。

営農の確認については、毎年農地パトロール強化月間での現地
調査を実施しているところです。

営農に対する懸念という点について、補足説明でした。

以上です。

事務局
(草野係長)

追加で説明させていただきます。

佐藤委員からの御質問で、許可した後、営農されなかったらどう
なのかという点について、3条許可要件の資料には入っていなかつ
たのですが、1月の総会において説明しておりました。

A3の別紙1の5ページ目をお開きいただきたいのですが、営農
型発電設備に係る農地転用基準を参考に示させていただいております。

その中で、(3)で下部における営農の適切な継続が認められる場合
というのがありまして、右に掲げる場合は該当しないとあります。

①営農が行われない場合、②下部における反収が同年の地域の平

事務局
(草野係長)

均的な反収と比較して、概ね2割以上減少している場合、③下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合、こういった所で、ちゃんと営農が行われているかという判断をしていくこととなります。

許可する場合もそうですし、許可を受けた場合は、毎年農業委員会に営農型太陽光発電の下部での営農に係る収量の報告を上げてもらうことになっておりまして、それに応じて営農が適切に行われているのか、確認することになっております。

優良農地の所に営農型発電設備をやると、今後の集約化に問題があるのではないかという点につきましても、これはかなり難しい問題なのですが、確かに集約化に支障が出ることについて、総論として集約化に支障がでるから営農型太陽光発電設備が全部だめだという考えはできませんので、それは、基準の(7)について

それぞれの申請地について、その場所について集約化に支障がでるのかどうか、判断していただきたいと思います。

7番
草野委員

議席番号7番、草野久仁昭です。

不許可とした場合には、それなりの理由が必要でしょう。

農業委員会が許認可の責任を負っているわけです。

私の考えとしては、許可をして、毎年の報告の中で、何かあったら直ちに是正するという考えです。

許可しないというには、それなりの理由が必要ですので、許可をして、その後の年次報告の中で厳しく対応していくというのが、私の考えです。

議長
(草野会長)

その他に御意見はございますか。

18番
大竹委員

議席番号18番、大竹公治です。

今、我々は審議しているのですが、地元の方はこれを知っているのですか。

この地域の方々は、かなり景観も悪くなると思いますので、地元の方々はこれを知っているのですか。

許可後に、それらについてどうのこうのと言われても、困るなと思います。

全ての案件の地元ということになりますが、如何でしょうか。

議長
(草野会長)

それについて、事務局の前に、続けて高木委員どうぞ。

15番
高木委員

議席番号15番、高木眞一です。

順番狂うかもしれませんが、1月総会で、和田委員の意見について、尊重すべきだと思います。

現地調査を行った委員の意見については、その委員の意見については尊重する。

しかし、事務局の資料については、これは私の考えでは、許可ありきの、許可を出すことを前提とした資料だと思います。

例えば、くい打ち基礎は対象外とありますが、くいも打たないで2 m以上の太陽光設備は立てられるものではない。

そして、現地調査も農業委員が、その地元の地区の現地調査を行っていたので、色々な意見が出ていた。

今度は、田人からそっちの地域まで、2日間で現地調査を行っている。

今後は、こういった現地調査でない現地調査をもう一回、来月の総会まで、再審査するような努力を、事務局の方で、勇気ある行動をして欲しいと思います。

以上です。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

幾つかのお話をいただきまして、まず、営農型太陽光発電設備について、基本は下にある作物は、収穫量は8割を満たすということですよね。

この8割を満たすのを調べるのは、農業委員会ですね。

農業委員会というのは、職員ですか、農業委員ですか。

私は、職員と農業委員の両方だと思います。

現地調査を一緒にやるのですから、我々農業委員もやっていかないとだめだろうと私は思います。

それを見る要件というのは、作物、農業に識見を有するものというように捉えられますよね。

今日いただいた資料に、色々あるのだろうと思います。

営農型太陽光発電設備の作物というのは、この資料を見ますと、3年目までは収穫できないとなっていますね。

では、何年まで収穫ゼロでも、営農型太陽光発電設備は認められているのか。

私は、基本的には、樹木のようなものについては、当初は営農型というのは考えておりませんでした。

一般農産品というものです。

そういうものは、1年目からそれなりの収穫があるものだと認識していましたが、このサカキというのは、5年にかかるだろうと

13番
鈴木委員 見込まれる。
 そうする時に、その資料を見ますと、5年から7年で10 a 当たり5,500本見込まれるとのことですが、これらを精査した時に、この数字にいてないときには、営農型太陽光発電を辞めるのではなくて、撤去命令ができるのでしょうか。

事務局
(草野係長) 作物の反収が、8割を下回った場合には、撤去命令ができるのですね。

13番
鈴木委員 周りの収穫量から比べて、8割を下回った時は、確かに撤去を求めることができますが、その年の気候の変化等も考慮した上で、慎重な判断が必要です。

13番
鈴木委員 実際には、そのように慎重な判断が求められるとなると、簡単ではありません。
 そうなってくると、どこに規制があって、無いのかわからなくなってきました。
 そこで、今日のこの資料は、資料1ですが、こういうものは、この審議をするのに、来て初めて見て、何ページに、どういうものが書いてあるのか、分かりません、我々には。
 こういうものは、大変でも、もう5日前に配付するとかしないと、正直議論になりません。
 我々が質問しても、資料の何ページに書いてありますと言われる。そうすると、我々は質問できなくなってしまいます。
 資料の提示の仕方についても、営農型太陽光発電の基準は、これを満たさないとダメなんだよということを、明確に箇条書きにするとか、列記するとか、考えられるという思惑だけでは許可にはできませんよ。
 我々は、資料を前もって見ていなければ、思惑だけでは中々話できませんよ。
 この資料を見ながらですから、これも含めて、今後は、こういったものも出てくるのだと思います。
 我々に対する説明、資料の在り方を含めて、御一考をお願いしたい。
 一つだけですが、営農型太陽光発電設備での営農は何年まで収穫ゼロは認められるのですか。

事務局
(草野係長) 鈴木委員の質問に関しましては、正直、何年目から収穫できるものが対象になるという定めはありません。
 営農型の下部での栽培作物の制限はありませんので、何でも良い

事務局
(草野係長)

ということになってしまいます。

それで、今回出ているサカキについては、資料のとおり5年目から収穫ができるとされており、3年物の苗木を植えて4年目以降から収穫をする予定と伺っています。

それまでの収穫量の判断については、あくまで収穫量ではなくて、栽培管理等が適切に行われているかの判断になってくると思います。

現在、本市においては、3件の営農型太陽光発電設備を許可しておりますが、その内の四倉町の案件については、百目柿の栽培ということで、許可が平成28年で、現在収穫には至っておりません。

鈴木委員の最初の質問にありました、収穫量の調査については、これまでも現地調査に組み込みまして、それぞれの3件の許可案件の調査を行っております。

申請者から報告のあった内容と併せて、県に報告の際に、識見を有する者の意見として、現地調査に立ち会っていただいた委員の方の意見を附して送付しております。

事務局
(金成主査)

事務局から補足説明でございます。

下部の栽培については、草野係長が説明したとおりですが、栽培する作物については、耕作者が勝手に変更することはできません。

営農型太陽光発電設備で許可された場合には、申請し許可を得た作物を作付けして、その8割の収量を確保することが前提となります。

そのため、作付けをしたけど、その年失敗したから、収穫ゼロで、別な作物を植えたから、まだ収穫できていないというような事態は、想定されておりません。

樹木や果樹については、単年度での収穫が困難ではありますが、こちらは、生育状況を見ることを前提とし、先程の草野係長の説明のとおり、農地パトロールで確認しています。

11番
新妻委員

営農型の、今説明のありました四倉町ですね。

現場を見て来ました。

柿で営農型をやっておりますが、とても採算の取れる状態ではないと思います。

現実的には、難しいと思います。

それとは、別にですね、このアグリサスですか。

この説明がありますが、ごく単純に考えた場合、何でここでなければならないのか。

先程、質問がありましたけど、申請には何も書いてないでしょう。

11番
新妻委員

質問としては、それだけです。

22番
木田委員

議席番号22番、木田テイ子です。

女の立場ですけど、現地調査をちょうど事案16番の常磐の営農型太陽光の現場調査を行いました。

いやいや、本当に農業やっている者がね、営農型でサカキを植えて、第一種農地の真ん中で、点在して、周辺の農地が耕作しているんですよ。

とにかく、本当に農業に対する意欲も無くなって、担い手もだんだん少なくなっていく中で、担い手に農業をお願いする立場にあつて、こういう太陽光を設置して行って、美観も悪いし、将来のことを考えたら、農業は希望も何も無くなってしまいますよ。

一生懸命に農業を、担い手の人たち、何とか個人でやっている人たちが、こういう太陽光の下でサカキを植えたりなんかして、これだけ揃っている第一種農地の真ん中でやるということが考えられないです。

だから、許可をするということは、もう少し良く、皆さんで検討した方がよろしいのではないかと思います。

24番
佐藤委員

まだ、これ、議案第1号ですよ。

だから、高木委員が言われた通り、意見が出されない方は賛成したとは、私は思えないのですよ。

だから、次回とか、その次とかでもいいですから、継続審議として、本当の気持ちを文書にでもいいから出させていただいて、意見を述べなくても、言いたいことはあると思うのです。

そんなことで、お願いできないでしょうか。

そうでないと、議案が進みませんからね。

議 長
(草野会長)

それでは、今までの委員の意見を、事務局で整理する時間を若干いただきたいと思います。

その前に、事務局から発言はありますか。

事務局
(草野係長)

只今の、佐藤委員の御意見に関して、事務局からお願いがござい
ます。

今までの御意見については、優良農地なので太陽光発電設備の設置に懸念がある等、分かります。

本日、可否の決定を求めるものではありませんが、継続審議とするにしても、時間がかかるから継続審議とするのは、申請者に対し

事務局
(草野係長)

て説明が付きません。

ですので、先程、新妻委員から御意見があったように、何故、この場所でないといけないのかなど、具体的な疑問点を洗い出していただければと思います。

8番
箱崎委員

議席番号8番、箱崎寿正です。

只今の審議は、農地法第3条第2項の(1)から(6)の内容かと思えますので、意見をしなかったのですが、私としては、要件の(7)の部分で、問題があると考えています。

(7)について、先に考えてしまうのですが、集団化とか、効率化、その他周辺農地への支障をきたす恐れがあるという点で、一番問題になるかと思えますので、簡単に許可をすることはできないと考えます。

事務局
(阿部次長)

一端、整理をさせていただきたいと思えます。

先程、草野から御説明致しましたが、前回から継続審議となっておりますが、これは、農業委員会として一端申請を受け付けた案件でございます。

申請を受け付けたから、総会でもって議案として提出しているという案件でございます。

これを、さらに継続、場合によってはもしかしたらもう一回継続となることも、ある得るかもしれません。

ただ、それですと継続でやっていけるかということ、明確な理由がなければ、継続で次に持ち越しというのは、正直難しいです。

というのは、万が一、先方から、何やっているんだ、農業委員会の怠慢じゃないか、不作為じゃないか、ということで仮に訴えられたとすると、それに対する明確な抗弁を整理しておかないと、継続というのは難しいというのが一点あります。

ですので、草野から申し上げたとおり、継続なら継続で、何故継続なのかというところを明確にする必要があります。

今程、箱崎委員から御質問がありましたように、今まだ議題として議論していただいているのは、基準の(1)から(6)までのところで議論いただいている状況です。

ただ、今まで皆様から、様々御意見がございましたが、(1)から(6)に留まらず、(7)に影響するような御意見も出たところでございます。

例えば、和田委員から出ました、人・農地プラン、集積の阻害になるのではないかというのは、まさに(7)の視点でございます。

これは、筆毎に、1件1件、ここは阻害になるよね、こっちは阻害にならないよね、というような整理をしていく必要があるという

事務局
(阿部次長)

こと、それから、佐藤委員から先程出ました、うまくいかなかったらどうするんだという話がありました。

それは、今、3条の審査をしてますけれど、うまくいかなかったらどうするんだというのは、今度は5条の視点になります。

営農型は、この後5条の申請が出てくるわけですが、つまり、うまくいかなかったらどうするんだというのは、5条の申請が出てこない、という形で農業やるつもりなのだから、3条だけじゃ分かんないよね、だから、審査がこれだけではできないよね、という所を含んでいるのだらうと思います。

先程、大竹委員から御意見がありました、地元は知っているのか、というのは、(7)の筆毎について言えることだらうと思います。

地元との合意形成という点です。

それから、鈴木理委員から出されました、何年まで収穫ゼロで良いのかは、やはり営農型ですから5条の視点になるかと思えます。

採算取れないのではないかと、という新妻委員からの御意見、これも5条の視点かと思えます。

木田委員から出ました、周辺農地への影響という観点は、(7)、1件毎に影響あるよね、こっちは影響ないかもねと、ひとつひとつ見ていく必要があることなだらうと思います。

そういった形で、ひとつひとつ整理を付けながら、議論をしていくと、時間はかかるかも知れませんが、その辺りはお願いしたいと思っております。

議長
(草野会長)

意見が出尽くした状況ではございませんが、共通の御意見もございました。

(7)に移る前に、案件毎に審議していくこととなりますので、事務局としても整理をする中で、一端休憩を取ります。

今、14時35分ですので、10分間、14時45分まで休憩と致します。

(10分間休憩)

議長
(草野会長)

皆様、お揃いですので、審議を再開致します。

大分、意見が出ましたが、出尽くしてはいないと思えます。

時間も長くなってきていますが、これから先は、時間を有意義に使って参りたいと考えます。

それでは、許可基準(7)について、審議してまいります。

許可基準(7)については、各事案、状況が異なりますことから、個別に審議してまいります。

まず、番号14番について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川主査)

それでは、事案14番の基準(7)の視点について説明させていただきます。

なお、基準(7)は、先程から申し上げているとおり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の効率的かつ効率的な利用に支障が生じる恐れがある場合となります。

地図も準備願います。

地図の1枚目、14番の案件は、平の案件です。

地図で見てもらうとおり、こちらは、農振農用地の真ん中に位置しております。

隣接の農地は田でありまして、現在も耕作中であります。

このような立地の状況である、本件に対して、意見等々の審議をお願い致します。

以上です。

議長
(草野会長)

これは、見てわかると思うのですが、新規就農事由であります。ですから、14番から16番で下限面積を満たす必要があります。14番について、委員の皆様から、御意見、御質問ございますか。

6番
鈴木委員

議席番号6番、鈴木義直です。

地元の農業委員ということで、意見を申し上げます。

まず、アースコムなんですけど、家にも来たことがありまして、補助金なのか分かりませんが、普通の農地に対する太陽光は終わったそうなんです。

1月から、営農型太陽光しかやらないとなって、これから、こういう案件が増えてくるのだろうというのがまず1点。

私も現地に行ってきたのですが、正直、ここに作られちゃうと、前回も言ったように、景観の問題とあるんですが、一番心配だったのが、仮に許可した場合に、周りが水田で、基本的に排水溝を作ったりするのですが、本当にぐずぐずの中でできるのかな、という点です。

アースコムの話を聞いた中で、どうも作物栽培よりも、太陽光をやりたくてやっているのが見え隠れしているのですね。

そうすると、前回に、農薬のドリフトの問題を提示したのです。

(7)に書いてある、色んな問題が入っていると思うのですが、地区の水利調整であるとか、要するに、ここは小川江筋の水を引っ張っているのですが、秋冬季間は水引っ張れなくてよいのか。

地域の草刈等に参加してくれるのか。

地代についても、高額な貸借ではないのか。

1反歩10何万円という話だったと思うのですが、この辺りですと、

6 番
鈴木委員

1反歩米1体の30kgで、実勢価格は7から8千円でやる場合が多いです。

そうすると、条件的に10倍以上の金額ですよ。

(7)の基準に引っかかってくるのではないかと心配になります。

他の委員からもありましたとおり、周りで耕作している人の意見はどうなんだと。

福島市の例示の中でも、周辺住民への説明と書いてありますが、周りの耕作者の意見はどのように反映されるのかなあ、と確認したい。

先程、事務局からあった、継続するのに関しては、今まで、こうした案件が無かったことを審議しているので、地域の農業者の方の意見を聴きたいということで、時間が欲しいと感じるところです。

議 長
(草野会長)

只今の、意見に対しては、後でまとめて事務局で答えるということによろしいですか。

その他、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

2 番
坂本委員

議席番号2番、坂本和徳です。

10番から12番の案件を現地調査した際に、近くを通ったので、この14番の案件について、現地を見て来ました。

私からすると、こういう農地でいえば一等地であるところのど真ん中に申請地としてあがってきていることに問題があるなと思います。

近隣の農地の耕作者もそうなんですど、どの地域も人・農地プランが進んできている中、こういう風にやられると、現時点では、周りもそれなりの大きさの田になっていると思うんですけど、さらに大きくしようという話が出てくると、集約するのにも支障をきたしてしまうので、そういうのをちょっと考えて、本来であれば、もっと山に付いた土地でできないのかと思いました。

7 番
草野委員

議席番号7番、草野久仁昭です。

不許可にした場合、法律上明確に説明できないといけないでしょう。

景観とかの話もありましたが、法律的に不許可の要件が出せるのかどうか、事務局に伺いたいと思います。

景観とか、周りの状況とか、法律的に説明できる根拠がないと、不許可にした場合、相手から訴えられた場合の対応も考えないと、新聞等でも報道されて、いわき市の農業委員会は何をやっているんだと言われると困りますので、明確な裏付けがあるかどうか、お尋

7番 草野委員	ねしたいと思います。
事務局 (府川主査)	<p>只今の、草野委員の御質問でございますが、前段の鈴木義直委員の質問について先にお答えします。</p> <p>委員御質問の内容について、申請者に疑問点を投げかけて、それに対して回答があって、回答に対して判断することによって、許可相当なのか、不許可相当なのか判断できると考えます。</p> <p>この議論でも質問が投げかけられておりますので、申請者に対して、質問を投げかけ、回答を踏まえ、集約していくことが重要と考えます。</p>
事務局 (阿部次長)	<p>不許可にする理由は何かという御質問でしたけれども、農業委員会は農地法に照らして、転用や権利移動が適切かどうかということ審査する機関でありますので、裏付けというか、法律のよりどころとしては農地法になります。</p> <p>御質問のありました、景観については、法律においては不許可にする理由には成り得ないものでございます。</p>
議 長 (草野会長)	不許可にした場合の相手方の出方に対しての対応に対してはありますか。
事務局 (太局長)	<p>只今、次長から申し上げましたとおり、我々の拠り所は農地法でございます。御手元の資料の別紙1の(7)をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>農地法第3条第2項各号の内容でございます。次のような場合に許可できないとされておりまして、①から⑥の内容のいずれかに該当する場合には、不許可に成り得ると考えます。</p>
10番 油座委員	<p>議席番号10番、油座勝三です。</p> <p>正直に申し上げまして、この案件だけでなく、これから営農型太陽光発電設備の案件について、なし崩しにされることも考えられますよね。</p> <p>今まで、農振区域内の農用地では太陽光発電設備はできなかったわけですが、これが許可された場合に、これを盾にとられた場合はどうなりますかね。</p> <p>それが一番心配です。</p> <p>また、10a区画で、今後20aや30aに整備し直す計画も出ていますよね。</p>

10番
油座委員

そういう時の障害になり得ると思いますが、これ、基礎工事をやられたらどうなりますか。
その辺りが、一番心配です。

事務局
(府川主査)

只今の御質問については、(7)でない部分ですので、その部分について御説明致します。
農振区域内の農用地で許可できるかどうかについてですが、制度上は許可できることとなっております。
営農型太陽発電設備が設置された際に、基礎等ができた場合、農地を集約する際の支障になるのではないかという御質問でございますが、それについては、許可基準の(7)にありますとおり、①の部分で、既に集落営農や形態によって農地が面的にまとまって利用されている地域において、その利用を分断するような権利取得にあてはまってくるのかと考えます。
それについて、不許可の可能性はあると考えます。

事務局
(阿部次長)

事務局ばかりで申し訳ありませんが、補足させていただきます。
他の自治体の営農型発電の状況と取りまとめたA3横版の資料をご覧いただきたいと思いますが、福島市とか郡山市とか、田村市とか、例えば、福島市で、許可の実績の面積で、農振区域内の農用地の面積で申し上げますと、4,900㎡ほどすでに許可を発出していると、それから、一ページ目の一番下、喜多方市で申し上げますと、第一種農地でさえも、今までに、1,300㎡ほど許可を発出しているような状況です。
ですから、農振区域内の農用地でも、第一種農地でも許可することが可能だと、で、今、府川から話があったとおり、それは(7)の視点ですねということで、ただ、これは、一件毎に、その筆が、集約に関して、利用を分断するような権利取得にあたるかどうか、ひとつひとつ見ていく必要があるということでございます。

議長
(草野会長)

第一種農地でも、農振区域内の農用地でもこういった事例があるということで、参考としてお話をいただきました。
その他、14番の事案について、御意見、御質問はございますか。

6番
鈴木委員

1点だけよろしいですか。
2mの高さのパネルが付くということで、隣地に対する日照条件に関する要件は無いのでしょうか。

事務局 (府川主査)	<p>今の御質問に関しては、5条の一時転用許可要件となってきますので、隣接農地への影を落とす影響ですとか、施設の高さ等は、5条の許可要件の中で審査することになります。</p> <p>今、3条の許可要件を考える上で、5条の申請が上がってないと、その辺りが判断できないという意見として考えることはできると思います。</p>
議 長 (草野会長)	<p>この14番の事案について、どういう判断をするかになるわけですが、今までの議論ですと、状況判断において問題があるのではないかという意見が多い中で、許可か継続審議となるかと考えますが、それについて、御意見はございますか。</p>
6 番 鈴木委員	<p>申請者に対して、確認すべき内容があったかと思しますので、継続審議とするのが妥当だと考えます。</p>
議 長 (草野会長)	<p>鈴木委員から、継続審議という意見が出されましたが、結論については、20番の案件まで審議を進めた上で、事務局で意見を集約した上で、判断したいと考えます。</p> <p>次に、番号15番の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川主査)	<p>番号15番の案件について、説明をさせていただきます。</p> <p>こちら、地図を見ながらお聴きくださいますようお願い致します。</p> <p>所在地は、勿来外2筆でございます。</p> <p>本事案については、農地区分は第三種農地であります。</p> <p>市街化区域にかなり近接している農地でございます。隣接農地は東側と西側で、休耕地であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の15番の事案の説明について、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。</p>
7 番 草野委員	<p>議席番号7番、草野久仁昭です。</p> <p>この案件については、特段問題ないと思います。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他に、御意見はございますか。</p>

-意見無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

では、次の番号16番について、事務局からの説明を求めます。

事務局
(府川主査)

それでは、16番の案件の説明をさせていただきます。

再度、地図と併せて御確認ください。

申請地は、常磐外2筆でございます。

本事案の農地区分は第一種農地でございますして、申請地は農地の真ん中でございます。

且つ、申請地は同じ地域に点在しております。

本申請地の隣接農地について、田及び畑が耕作中でございます。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の番号16番の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

8 番
箱崎委員

議席番号8番、箱崎寿正です。

この地図を見る限り、田の端にあるわけではなくて、これから色々利用しようとする時に、支障が出ると思います。

ここは、中々難しいと思います。

23番
小泉委員

議席番号23番、小泉昌男です。

番号16番の事案ですが、私も地元でして、現地も良く知っていますが、(7)の基準に当てはまる場所ではないかと思えます。

共同防除等の営農活動に支障が生じる恐れがある場合というのに当てはまると考えます。

こちらは、多面的機能支払交付金についても、地域でまとまってやっているところかとも思えますので、こういう所だと支障が出てくると思えます。

2 番
坂本委員

議席番号2番、坂本和徳です。

先程と同じように、この前の現地調査に併せて、現地確認しましたが、周りがほとんど営農している地域で、この3筆だけが営農していない状況でした。

今後のことを考えると、支障があるので、私は、ここはふさわしくない地域だと思います。

議 長 (草野会長)	<p>その他、御意見がなければ、番号17番から19番まで、ここは同一の集団農地内であることから、一括して審議したいと思います。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川主査)	<p>それでは、番号17番から19番まで説明をさせていただきます。 地図も併せてご覧ください。 申請は、小名浜外2筆でございます。 本案件については、同一の集団農地内でございます。 集団農地の真ん中に位置し、申請地同士は近接しているものの虫食い状態の配置でございます。 その内2筆の隣接農地は田でありまして、耕作中でございます。 もう1筆の隣接農地は、草刈等管理はされているものの耕作はされておられません。 説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の番号17番から19番の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。</p>
4 番 遠藤委員	<p>議席番号4番、遠藤重和です。 この事案ですが、今の説明のとおり虫食い状態でありまして、この前の部落がありますけど、ここに2件の専業農家があります。 その内1件は、経営規模拡大を目指しています。 そういう中で、太陽光発電設備ができると、私は支障があると思います。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他、委員の皆様から御意見はございますか。 -意見無しとの声有り-</p>
議 長 (草野会長)	<p>御意見がなければ、次の番号20番の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川主査)	<p>それでは、番号20番の事案について説明致します。 地図も併せてお開き願います。 申請土地は、勿来町です。 本事案は、第二種農地で、申請土地の東側は荒れており、南側は既に太陽光発電設備として転用許可が出されて、既に設置されております。 北側が畑で、耕作しており、今後何かしらの影響を及ぼすことが</p>

事務局 (府川主査)	考えられますが、当該土地の耕作者、地権者からは、3条許可及び 営農型太陽光発電設備を設置することについての同意は取りつけて いるようでございます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の20番の事案の説明について、委員の皆様から御意見、御質 問はございますか。
8 番 箱崎委員	議席番号8番、箱崎寿正です。 この圃場はどこから、進入することになるのでしょうか。
事務局 (石島主査)	20番の申請地に設備を設置する際の工事用通路についてですが、 申請地の北側に農道がありまして、申請地と農道の間に畑がありま す。 そちらを、一時的に工事用通路として転用して、工事用通路とし て利用する旨を、申請者から聞いております。
8 番 箱崎委員	太陽光発電設備が完了した場合には、中に進入する場合はどうす る考えなのですか。
事務局 (石島主査)	設備完成後の管理用の通路に関しては、申請者から情報を聴取し ておりませんので、現時点では分からないところです。
議 長 (草野会長)	その他に、委員の皆様から御意見はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、これで、20番までの個別の審議が終 わりました。 時間も短時間の中ですが、事務局に各事案の総括をしてもらうこ とにしますが、委員の皆様から追加での御質問はございますか。
21番 和田委員	議席番号21番、和田正人です。 皆さんの議論を聞いていて思ったことがあったので、そして、事 務局にお願いというか、こうした方が良いのではないかと思うこと を言わせていただきます。 色々な意見が出て、良いとは思いますが、結局のところ事務局 もどうしていいかわからない、明確な縛りもない、これを所管して いる農水省の農村振興局農村計画課という所に、いわき市農業委員

21番
和田委員

会として直接聞いてみたらいいのではないかと思います。

そこで、本市であるような問題、参入に関してこのような問題があるのだけれどとか、農地所有適格法人にするにしても、こういう問題があるのだけれどと、直接相談してみてもどうかと考えます。

転用許可の考えを所管している所ですので、そこに直接聞いてみてはどうでしょうか。

事務局
(阿部次長)

鋭い御指摘で、事務局の基本のスタンスは、法律に照らしてニュートラルに上程をした上で、皆さんに議論していただくということで、立場としては、ニュートラルを守っていかうと考えております。

許可するとか、しないとかどちらにも偏らない。

法律を拠り所としているということです。

営農型太陽光発電としては、いわき市としては新しい案件でありますので、和田委員御指摘のように、事務局としてもまだまだ手探りという状況はあります。

そういったことから、他の自治体ではどうしているのだろうかということで、先程の福島市や郡山市など他市の状況などを調べて、どんな状況になっているのかなと確認をしているようなことでございます。

直接国に聞いてみたらいいんじゃないかというような御提案ですけど、聞いてみるのも一つの方法かと思えます。

しかし、今までの私ども、市役所としての経験からすると、いきなり聞くとけんもほろろで相手にされないのが普通でして、国に聞くことも念頭に置きつつ、全国農業会議所などは情報を持っているでしょうから、そういった関係機関なんかから情報を入手していくのが近道かもしれないなという風に感じております。

以上です。

議長
(草野会長)

今までの経緯を踏まえながら、今後の対応だとは思いますが、只、我々としては、この案件について、ある程度の結論をださないといけないということで、今色々と各事案に対しての御意見をいただきましたが、14番から審議する前に事務局で各事案を総括する時間が必要であると思えます。

只今、15時25分ですので、休憩を10分とし、15時35分再開と致します。

(10分間休憩)

議 長 (草野会長)	<p>それでは、時間になりましたので、議事を再開します。</p> <p>事案毎に事務局で整理された総括を説明いただき、決を採って参ります。</p> <p>まず、番号14番について、事務局の説明を願います。</p>
事務局 (草野係長)	<p>それでは、(7)の各項目に関する委員の皆様の発言内容について、総括したものを説明させていただきます。</p> <p>その前に、(1)から(6)については、現時点では大きな問題は無いということで確認させていただいてよろしいでしょうか。</p>
議 長 (草野会長)	<p>委員の皆様、(1)から(6)については、よろしいでしょうか。</p> <p>-異議無しとの声有り-</p>
事務局 (草野係長)	<p>それでは、続いて、(7)の部分について、個別に総括していきたいと思えます。</p> <p>番号14番の案件につきましては、サカキ栽培をすることでの周囲への影響ということで、排水の問題、農薬ドリフトの問題が現時点では不明確である。</p> <p>地域で水利の問題として、秋季から春季まで水が使えないが問題がないか。</p> <p>地域の草刈への参加いただけるか。</p> <p>周囲の耕作者の意見を聞く必要はないか。</p> <p>との意見でございました。</p> <p>この他、5条許可に関する意見として、2mになる設備の周辺農地への影の影響が必要ではないかとの意見がありました。</p> <p>その他、人・農地プランが進んでいる中で集約等に影響が無いかとの意見がありました。</p> <p>なお、人・農地プランについては、当該地区においては、作成されていないところでございます。</p> <p>これまでの、意見を踏まえまして、申請者であるアグリスに確認する必要があることから、事務局より投げかけさせていただいて、次回総会でその回答を踏まえ、また、総会にお諮りするのが妥当と考えます。</p> <p>なお、賃借料の御質問もございました。</p> <p>こちらについては、担当より説明致します。</p>
事務局 (府川主査)	<p>賃借料について御説明申し上げます。</p> <p>賃借料について、3条申請については、当該農地について、年額</p>

事務局
(府川主査) 1万円となっております。
ただし、5条の太陽光発電のパネル設置に関しては、その地上権に関する費用は別途生じる可能性はありますので、それと合わせると高額になる可能性はありますが、3条申請の部分で申し上げますと、先程の相場に近いのかなと考えます。
以上です。

事務局
(草野係長) 只今の、御意見を総合しまして、3条の部分の疑問点は確認したいと思います。
影の部分については、5条の部分でありますので、5条申請が上げられ総会でお諮りできる状況になりましたら、また、御協議いただければと思います。

21番
和田委員 議席番号21番、和田正人です。
今、そこの中に、地域の草刈って入ってましたけど、先程、事務局の立場で公平な立場で物事見ろって説明されましたよね。
私、地元以外でも結構やっているのですよ。
地域の草刈に行ったこともないし、頼まれたこともないです。
アグリサスが来るからといって、地域でやってないものまで依頼するというのは、如何なものかなと思います。
現状に照らし合わせて、そこでやっている農業者に合わせて、あまり過剰に縛りというか、何やれ、かにやれって、以前も出ましたけど、スミチオンで田んぼでも実際には使ってますね。
農薬でストップするならストップするで、もっときちんとした議論しないと、そういう所をもう少し精査してやらないと、あの奴やっているのに、どうしてうちの所ばかり下げないとならないんだということになりますんで、いわきの農地で行われている現状を把握した上で、相手に求めるならいいですけど、良いことばかり相手に求めて、自分達はやってないくせに、という話になりますので、相手に求める場合にも、もう少しきちんと詰めていって話した方が良くと思います。
以上です。

議 長
(草野会長) 和田委員の話のとおり、地域の実情を密に確認する必要があるか
と思います。
事務局、どうですか。

事務局
(草野係長) 只今の和田委員の御意見も踏まえて、申請者に確認したいと思
います。

事務局
(草野係長) 最終的な総括になりますが、事務局から質問事項を申請者に確認する必要がありますので、継続審議とするのが妥当と考えます。

議長
(草野会長) それでは、番号14番についてお諮り致します。
番号14番の事案については、事務局説明のとおり継続審議とすることに御異議ございませんか。

-異議無しの声有り-

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、番号14番については、継続審議と致します。
次に、番号15番について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 番号15番について説明致します。
委員の皆様からの御意見は特にありませんでした。
こちらにつきましては、3条許可相当と考えられます。
しかし、アグリサスにつきましては、農地法第3条第2項の下限面積の要件がございますので、番号14番の案件が継続審議となりましたので、番号15番のみでは下限面積を満たさないことから、こちらについては、許可か不許可か判断しようとする、不許可となりますが、番号14番の影響を受けるため、継続審議とさせていただきたいと思っております。

議長
(草野会長) それでは、お諮りいたします。
番号15番については、只今の事務局説明のとおり、継続審議とすることに御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、番号15番については、継続審議と致します。
続いて、番号16番について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 番号16番の事案について、説明致します。
こちらの意見については、第一種農地の真ん中で今後の集積に支障があるのではないかという意見と、共同防除への支障が考えられる。
また、多面的機能交付金に影響がないかどうかという意見が出されております。

共同防除等の協力については、先程の番号14番と同様に申請者への確認が必要になりますことから、番号14番と同様に継続審議が相

事務局 (草野係長)	当と考えます。
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より番号16番について説明がありました。</p> <p>このことについて、番号16番について、継続審議とすることに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">-意思なしとの声有り-</p>
議 長 (草野会長)	<p>御異議無しと認め、番号16番については継続審議と致します。</p> <p>次に、同一集団農地内の事案でございますので、番号17番から19番について一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>番号17番から19番について説明致します。</p> <p>委員の皆様からは、虫食い状態であることから、隣接する農地に影響が出るのではないかと、新規就農者への支障が出るのではないかと、この意見が出されております。</p> <p>こちらについても、隣接農地への影響については、申請者側に、この農地でなければならない明確な理由等を伺い、この場所になった背景を確認する必要があると考えますことから、継続審議とするのが妥当と考えます。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の、事務局の説明について、お諮り致します。</p> <p>番号17番から19番まで、継続審議とすることに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">-異議無しとの声有り-</p>
議 長 (草野会長)	<p>御異議無しと認め、番号17番から19番については継続審議と致します。</p> <p>次に、番号20番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>番号20番について説明致します。</p> <p>こちらについては、進入路の部分で、どこから入るのか確認をする必要があるとの意見が出されました。</p> <p>また、パネル設置後の通路についても確認の必要があるとの意見が出されました。</p> <p>通作にあたっては、隣接する畑の畔等を通って行われるものと考えられます。</p>

事務局 (草野係長)	こちらについては、5条転用の案件を踏まえて協議が必要であると考えられますことから、継続審議が妥当と考えます。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から、番号20番について説明がありました。 これについても、事務局説明のとおり、継続審議とすることに御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、番号20番は継続審議と致します。 只今で、議案第1号は以上となります。 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主査)	議案説明書10ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、御説明いたします。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 議案説明書11ページをお開き願います。 番号1番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は1,581㎡です。 転用目的は、砂利敷き駐車場です。 本案件の転用目的である砂利敷き駐車場の利用者は郵便局員及び郵便局への来客です。 郵便局敷地については平成7年4月18日付で農地転用許可が下り、平成7年11月30日に郵便局の建物を完成させました。 しかし、郵便局建物部分は農地転用許可を受けておりましたが、建物を建築せずに土地の造成のみであれば農地転用許可を得る必要はないとの認識が申請者にあり、本申請地は許可を受けずに郵便局完成時から申請地は郵便局員の駐車場及び来客駐車場として使用してきました。この違反状態を是正するための許可申請となります。 番号2番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は542㎡です。 転用目的は、資材置場です。 以上2件、面積は、田2,123㎡、畑0㎡、合計2,123㎡です。

事務局 (石島主査)	説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
3 番 蛭田委員	議席番号3番、蛭田元起です。 番号1番及び2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ござい ませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定によ る許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事 業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の7ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主査)	議案説明書12ページをお開き願います。 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画 変更申請について、御説明致します。 議案説明書11ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見 及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いしま す。 番号1番、事業計画を変更する農地は、内郷、転用目的は、太陽

事務局
(石島主査) 光発電設備です。
変更項目は太陽光パネルの配置、枚数、仕様の変更です。
本案件は、令和2年9月25日付で農地法第5条許可を得ておりますが、申請地の西側に二級河川である高野川が位置しており、許可後の調査により申請地の一部である、高野川の河川敷境界から10m以内の部分が砂防指定地となっていることが判明しました。
砂防指定地に当初、太陽光パネルを設置する予定でしたが、設置行為に制限を受けるため、砂防指定地に太陽光パネルを設置しない設計に見直したことから、太陽光パネルの配置枚数を、800枚から670枚へ変更を変更するものです。
また、設置予定であった仕様の太陽光パネルが廃盤になったため、別仕様の太陽光パネルに変更します。
説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

4番
遠藤委員 議席番号4番、遠藤重和です。
番号1番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第3号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については原案のとおり可決致します。
次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の8ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査)

議案説明書11ページをお開き願います。
それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
それでは説明いたします。
なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。
また、転用目的が太陽光発電設備のみのものについては、説明の際に転用目的を省略して説明しますので御了承願います。
1番、小名浜、田及び畑、2,039㎡です。
2番、勿来、畑、1,528㎡、賃借権の設定です。
3番、小名浜、田、3,747㎡、太陽光発電設備及び資材置場です。面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。
4番、常磐、畑、1,012㎡です。
5番、常磐、田、1,175.57㎡です。
6番、内郷、畑、1,685.26㎡です。
7番、内郷、畑、378㎡です。
8番、小川町、田、2,093.77㎡太陽光発電設備及び資材置場です。
9番、大久町、畑、1,957.03㎡です。
10番、内郷、田、1,262㎡、駐車スペース及び資材置場です。
11番、小川町、田、68㎡、資材置場です。
12番、大久町、田、884㎡常磐道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードへの一時転用です。
以上、12件、面積は、田10,998.34㎡、畑6,831.29㎡、合計17,829.63㎡となります。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

2番
坂本委員

議席番号2番、坂本和徳です。
番号1番から11番の事案について現地を調査した結果、番号3番につきましては、現地調査の際に、既に申請箇所に資材等が搬入されていることを確認しました。

2番
坂本委員

また、資材置場として転用する箇所には太陽光発電設備の資材である架台、太陽光パネル等を保管するとのことですが、資材置場への道幅が狭く、搬入手段について疑問があります。

番号4番については、譲渡人が所有している別の農地が、農地法の所定の手続きを経ずに資材置場及び駐車場として使用されていることを確認しました。

番号8番につきましては、賃借権の設定期間が20年となっておりますが、事業に必要な期間中、一時転用で資材置場を利用することも可能ではないかと考えます。

また、資材置場として転用する箇所には、太陽光発電設備の資材である架台、太陽光パネル、砂利等を保管するとのことですが、資材置場への道幅が狭く段差が複数箇所あり、搬入手段について疑問があります。

それら以外については特段問題ありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局
(坂本主査)

番号12番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

また、先ほど、坂本委員より、現地を調査した結果、問題のある箇所について、3箇所の報告がありました。

それに加えて、番号10番について、申請地は、特段問題はないものの、申請者に対し過去に許可を発出した箇所について、許可内容どおりに施工されていないことが確認されておりますことを、併せてご報告いたします。

なお、坂本委員より問題ありと報告のあった、番号3番、4番及び8番と只今議報告した10番については、問題の詳細について事務局よりご説明した後、個別にご審議いただきたいと考えております。

議長
(草野会長)

只今の、現地調査の報告ですが、委員及び事務局から問題ありとの案件が4件報告されました。

事務局説明のとおり、問題ありと報告のあった案件について、個別に審議致します。

問題の案件の前に、問題なしと報告された案件について、一括して審議致します。

なお、許認可の議決については、全ての審議の後、御意見をまとめた上で行います。

議長
(草野会長) それでは、問題のないと報告のあった、
番号1番、2番、5番から7番、9番、11番及び12番について、
委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長) 御意見等ないようですので、次に、問題ありと報告のあった案件
について、個別に審議致します。
まず、番号3番について、事務局より説明願います。

事務局
(石島主査) 現地調査位置図の24ページをお開き願います。
番号3番については、定例現地調査の際に申請箇所既に資材の
搬入が行われていることが確認されました。
その後、直ちに申請者である株式会社アースコムに対し撤去を指
導し、2月17日に資材の撤去が完了したことを事務局で確認してお
ります。
また、資材置場として転用する箇所には太陽光発電設備の資材で
ある架台、太陽光パネル等を保管するとのことですが、資材置場へ
の搬入には軽トラックを使用することを業者より聴取しております。
さらに、別添の補足資料1ページ目をご覧になっていただければ
と思います。
今月の定例現地調査において、過去に当該申請者に対し太陽光発
電設備兼資材置場として転用を許可した他の農地について、転用計
画どおりに施工せず、太陽光発電設備のみ設置し、資材置場として
利用している実態がないことを確認しております。
当該案件について当局から事業者に対し資材置場として使用され
ていないことを指摘したところ、業者から2月中旬までには整備し、
資材置場として使用する旨の連絡があったところでもあります。しか
し、2月18日時点で補足説明資料の写真のとおり、約600㎡という面
積に対して、ごくわずかな資材が搬入されているのみでした。

議長
(草野会長) 只今の事務局からの説明を踏まえ、当該申請について委員の皆様
から何か御意見、御質問はございますか。

2番
坂本委員 議席番号2番、坂本和徳です。
番号3番の案件について、この地区なのですが、資材を入れるに
しても、軽トラックで搬入するとのことでしたが、そこからどうす
るのという感じではあります。

2番
坂本委員
この大久の案件も同じかと思いますが、こうやって必要も無い農地を、許可だけもらって何にもしないであるというのはどうなのかと思います。

議長
(草野会長)
この他、この案件について、御意見はございますか。
-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長)
それでは、御意見が無いようですので、只今の意見を踏まえ、事務局では何かありますか。

事務局
(阿部次長)
補足をさせていただきます。
A3の資料ですけれども、議案第4号の補足説明資料です。
併せて、議案説明書の番号3番を御確認いただきたいのですが、改めて、御説明させていただきます。
転用目的は太陽光発電設備、資材置き場となっており、今回は、太陽光発電設備と資材置き場として使いますよということで、申請が上がっています。

それはそれで結構なんですけれども、別の土地で、今度は議案第4号の補足説明資料の方ですね、経過の上から幾つかの枠の中にある、対象農地と書いてありまして、大久町とありまして、今回の申請農地とは別の農地の話なんです。

つまり、転用目的が、今回と同じように、太陽光発電設備及び資材置き場として過去にも申請が出てて、実際に許可を出してるんですけども、太陽光発電設備及び資材置き場として既に、令和元年7月に許可をしてるんですけども、実際には写真のとおり600㎡くらい太陽光発電設備及び資材置き場として許可をもらっているのに、パレット一つ分の資材しか置いていないという状況でございます。

今回、議案説明書のとおり、小名浜で、太陽光発電設備及び資材置き場として全く同じように転用申請が出ているのだけれども、他の農地でこの活用状況、転用状況だとすると、今回、本当に許可していいものかどうか、そこは慎重な審議が必要ではないかということでございます。

議長
(草野会長)
株式会社アースコムが、過去と同じ転用目的で申請があったという説明ですが、この他、この案件について、御質問はございますか。
-意見無しとの声有り-

議 長 (草野会長)	それでは、今出た意見を、事務局で整理致しますか。
事務局 (阿部次長)	御意見が無いという状況ではありますが、問題無しという決を採るのか、問題があると決を採るのか、そこは、決めていただく必要はあろうかと思えます。
議 長 (草野会長)	先程の、坂本委員の御意見を踏まえ、また、事務局の説明も含め、御意見はございますか。
8 番 箱崎委員	議席番号8番、箱崎寿正です。 前例もあるということであれば、このまますんなりと問題無しというのは如何なものかと思えます。
2 番 坂本委員	この案件についてなんですけど、現地調査で確認してきましたが、1筆でこの状態になっているんですけど、一番下の田から上までの田で、高低差が20m程度あるかと思うんですけど、それに対して、入口が本当に軽トラックで出入りできるのかなという感じでした。 資材を置くにしても、何で荷物を積み下ろしするのかなど感じてまして、もしかしてアースコムで、土地を有効活用するのなら、ここも太陽光発電として利用した方が良いのではないかと思いました。
事務局 (石島主査)	今の、坂本委員の質問についてですが、現地を調査した結果、農道の上の方に、車の轍がついていまして、軽トラックでも登れない道ではないと考えました。 また、申請者に確認したところ、重機の積み下ろしに関しましては、ユンボを用いて行うことを確認しております。
議 長 (草野会長)	その他、この案件について、御質問はございますか。
3 番 蛭田委員	議席番号3番、蛭田元起です。 私も現地を調査しているのですが、現地というのが、この地図を見ただけでは、分からないんですね。 先程、坂本委員が話したとおり、地図だと平地に見えますが、20mくらいの行程差があって、これまでは、水田だったのでしょうが、水田として活用するような場所ではありません。 今後、この土地をどのように有効活用しようかとして考えたのが、

3番
蛭田委員
恐らく太陽光発電ではないのかなど、現地を見て思いました。
私は、敢えて申し上げているのですよ。
太陽光発電に賛成とか反対とかではなくてですよ。
そういった意味で、農地の有効活用として太陽光発電設備を求めたならば、やはり、そういう思いも汲んで、検討し協議を進めていただきたいなと思います。
これは、敢えて申し上げていることでもあります。

議長
(草野会長)
その他は、この案件について御質問はございますか。
-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長)
御意見が無いようですので、これまでの議論を踏まえ、事務局として総括説明があれば、お願いします。

事務局
(太局長)
補足説明資料の大久町の資料を付けさせていただいたのは、同じ資材置き場という転用案件で、実際の使われ方を見ていただきまして、番号3番の案件も同じように使われないのかという問題提起をさせていただきました。
農業委員会総会において許可を議決したものを、このような使われ方で申請のとおり良しとするかどうかという点で、考えていただきまして、番号3番について決を採っていただければと思います。

議長
(草野会長)
只今の事務局説明では、以前に許可した同様の案件で、許可後の使用方法に疑問点が残るということです。
その辺りを踏まえて、このまま許可とするのか、それとも不許可とするか、又は疑問点を確認する時間を設けるため、継続審議とするかと思います。
これについて、御意見はございますか。

4番
遠藤委員
議席番号4番、遠藤重和です。
私もこの現地を見ました。
職代と坂本委員の御意見のとおり、この場所は高低差があり、その上日蔭です。
太陽光パネルは幾らもない。
非常に下もぬかって、条件が良いように思えないのですが、考えるに、これは、太陽光目的ではなくて、何か違った目的があるのではないかと考えてしまいます。
先程、言われたとおり、資材置き場と言いながら、違う使い方を

- 4番
遠藤委員 している。
それでは、目的は何なのかなと思ってしまいます。
これをきちんとしていないと、これから益々こういう申請がだされるのではないかという風に思うのです。
- 13番
鈴木委員 議席番号13番、鈴木理です。
現地調査をされた皆さんが、現況は芳しい農地ではない、しかし、このままの申請を認めては如何なものかということであれば、これは、許可をしない、それで、もう一度、正規の手続きを取られるようにして、そして、さらに申請が上がってきたときに事務局で現地調査をしながら、受け付けるかどうかを検討する。
私は、許可をしないというのが、良いのではないかと思います。
- 15番
高木委員 議席番号15番、高木眞一です。
只今の、鈴木委員の意見に賛成です。
現地調査に行った委員3名が疑義を持っているわけですから、許可とするのはどうかと思います。
その上で、事務局にお願いなのですが、現地調査に行っていない委員では、そういった事情も分かりませんので、この資料にあるような写真を、その現地調査地の農地についてもつける等、事務局で対応をお願いしたいところです。
- 議 長
(草野会長) 意見は出尽くしたと思います。
前例があり、今回の現地調査でも疑問があるという中で、不許可もあり得ると思いますが、これについては、如何でしょうか。
- 事務局
(阿部次長) この後も、問題のある案件について続きますので、それら全ての議論をお願いした後に、全部まとめて、3番も含めて、こういうことでどうしようかということで、まとめたいと思います。
- 議 長
(草野会長) それでは、次に、番号4番について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局
(石島主査) 番号4番について、説明致します。
現地調査位置図の26ページ及び補足説明資料2ページ目をお開き願います。
番号4番は、譲渡人が所有している申請箇所と別の農地が、農地法の所定の手続きを経ずに資材置場及び駐車場として使用されており、違反状態にあるものです。

事務局
(石島主査)

状況を説明致しますと、譲渡人の農地を、5年程前から、親戚の瓦職人に貸しており、瓦等の資材や業務用車両が駐車されています。

譲渡人については、所有する更に別の農地について、許可を得ずに田に盛り土し、建設業者の事務所兼資材置き場として貸していたことから、令和元年12月開催の第20回総会において違反転用事案として現状回復を求めることが議決され、指導の結果、令和3年1月18日に現状回復が完了しました。

今回の申請について、譲渡人と譲受人である株式会社アースコム的主張ですが、今回の申請地については、令和元年11月に転用可能な農地であるか株式会社アースコムが農業委員会事務局に照会し、先程説明した建設業者の事務所兼資材置き場になっている箇所の是正がなければ許可できないと回答を受け、早急に太陽光発電設備を設置したいことから、譲渡人と協力し是正を行ってきたが、その際、今回問題となっている、瓦職人に貸している農地の違反については、指摘を受けていない。

指摘を受けた部分については、現状回復したのだから、今回の申請を許可して欲しい。

瓦職人に貸している農地については、許可後に適正な手続きを行いたい。

譲渡人は、瓦職人に貸している農地が、農地以外の用途で使用されていることを認識していたが、畑は農地でないと思い込んでいたことから、違反転用をしているという認識はなく、農業委員会へ違反転用として申告しなかった。

今回の申請地に太陽光発電設備を設置し、令和3年3月31日までに太陽光発電設備と電力会社との系統連携をしないと、株式会社アースコムは中小企業投資促進税制の優遇措置を受けることができなくなり、多大な損失を被る。

瓦職人に貸している農地については、譲渡人より、早期に是正する旨の誓約書を提出するので、今回の申請地については、2月19日の総会で許可して欲しい。

とのことです。

これらの主張に対する事務局の見解ですが、一つ目は、今回の事案については、譲渡人が農地法の違反行為をしていることが原因であり、株式会社アースコムの主張を受け入れる理由は無い。

二つ目は、今回、転用申請されている農地や、違反転用が確認されている農地については、株式会社アースコムから許可申請をした際に許可の見込みがあるかどうかについて、令和元年10月15日付で照会があった。

瓦職人に貸している農地については、譲渡人の話によると5年前

事務局
(石島主査) から資材置き場及び駐車場として使用されており、株式会社アースコムは、農業委員会に問い合わせる時点で、現地を確認した上で照会すべきであり、照会時点で既に農地として利用されていないことは把握できていたはずで、その確認の責は申請者にある。

三つ目は、許可の見込みがあるかどうかの事前相談は、申請者の利便性の観点から便宜を図っているに過ぎず、事前相談時の調査のみで許可の可否を判断するものではない。

以上と考えております。

なお、譲渡人から、原状回復を行う旨の誓約書が提出されております。

内容については、次のページに掲載しております。

瓦等の撤去を誓約し、令和3年5月10日までに全保管量を移動する計画となっております。

譲渡人については、説明のとおり、撤去の意思は示しておりますが、2月18日時点で是正着手は確認できていない状況です。

説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の説明を踏まえ、当該案件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

15番
高木委員 議席番号15番、高木眞一です。
只今の事務局の意見に賛同致します。

議 長
(草野会長) その他に御意見はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長
(草野会長) それでは、番号4番の事案については、これまでとしまして、次に番号8番の事案について、事務局の説明を求めます。

事務局
(石島主査) 番号8番、現地調査位置図の34ページ及び補足資料3ページ目をお開き願います。

これは、現地を確認した際、現地を確認した委員より賃借期間が20年間である必要性について、また、通路幅が狭く段差があり、搬入路としての計画について疑義があったものです。

諸問題について業者に確認したところ、当該申請者は、今後、赤井、小川、四倉地区において営農型発電設備事業を計画しており、当該資材置場が必要であること、設備設置後は定期交換用の資材置

事務局
(石島主査) 場として、また、売電期間終了後に撤去する資材の一時保管場所として当該箇所を活用することを想定しており、20年間の賃借期間は妥当と考えているとのことでした。

また、進入路予定箇所の道幅は4 mあり、資材の搬入には軽トラックを想定していること、段差については整地し、勾配をつけることで進入路を確保するとのことであり、砂利の搬入についても、フレコンバックに封入した土砂を運び入れるとのことであるため、資材置場としての利用に問題はないとの説明でした。

説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今の説明を踏まえ、当該案件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

先程の案件にも触れましたとおり、資材置き場としての計画が妥当か、また事業者の主張を良しとするかというのも含めながら考えていただきたいと思います。

-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長) 御意見が無いようですので、番号8番の審議については、以上としたいと思います。

最後に、番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局
(石島主査) 番号10番についてご説明いたします。
まず、今回の申請地については、現地調査において特段問題はなく、立地基準も一般基準も満たしております。

しかし、当該申請者である、株式会社日本エコロジーが、過去に転用許可した案件について、許可通りに施行していない案件が確認されましたので説明致します。

現地調査位置図38ページ及び補足資料4ページ目をお開きください。

株式会社日本エコロジーについては、令和2年3月31日付け内郷の2筆にそれぞれパネル300枚、合計600枚の太陽光発電設備を設置する計画で許可を得ました。

その後、令和3年1月8日に工事完了報告が提出され、添付された写真に疑義があり、事務局で1月21日に現地を確認したところ、許可通りに施行されていない事案が発覚したものです。

当該地には、当初600枚の太陽光パネルを設置する計画でしたが、現地は300枚程度の設置あり、更に筆を跨いで設置されているものでした。

事務局
(石島主査)

事務局より発出した許可内容どおりに転用がなされていないため、令和3年1月22日に株式会社日本エコロジーに説明を求めたところ、2月5日付で回答があり、工事施行業者が行ったため、事情を聴取の上、是正方針を決定し当事務局へ連絡する旨の回答がありました。

令和3年2月18日に連絡があり、その内容については、次のとおりです。

是正については、既に設置済みの太陽パネルを撤去等せずにそのまま事業を行いたい。

これに対し、事務局からは、なぜ計画どおり施工できないのか尋ねたところ、現況が事業計画と異なることとなった原因については、施工を下請業者に全て任せており、また、本社が大阪にあり現場から遠いことから監督できなかった。

とのことでした。

これに対して、事業計画どおり施工するよう伝えたところ、事業計画どおりに施工しなければいけない根拠は何か。

との主張があり、発出した指令書に、「許可の条件として事業計画に従って事業の用に供すること」との記載をしている旨を伝えました。

それに対し、現場の工事が完了したため完了報告を提出したが、手続きとしてはこれで完了ではないのか。

との主張であったため、事業計画どおりに施工されていないため、完了報告は受理できないことを伝えました。

それに対し、株式会社日本エコロジーは、今回の案件については、事業計画と異なる配置にパネルを設置したが、転用許可を得ている範囲内であることから、どのように活用するかについては、当社の自由であり、また、他者に迷惑等をかけていないので、問題はない。

との話であったため、事務局からは、計画通りの施工を求めることになることを伝えていきます。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今の事務局の説明、これまでの経過や話の内容などを踏まえ、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

16番
木幡委員

議席番号16番、木幡仁一です。

今の、株式会社日本エコロジーの主張によりますと、施工を下請け業者に全て任せており、また、本社が大阪にあり監督ができなかったとありますが、通常、業務の下請け、請負の契約書において、監督責任を放棄する旨は記載が無いはずかと思えます。

16番
木幡委員

下請けに任せてやったから、監督ができなかったということは、そもそも事業計画どおりやれなくてもいいという、言い方は悪いですけど身勝手な主張であって、こういう契約書を結んでいる業者であるとすれば、これはやはり不適切な業者ではないかという判断をすべきではないかと思います。

事務局
(金成主査)

只今の木幡委員の御意見に関連して、事務局より、補足で説明させていただきます。

補足説明資料の左側のページの中程の米印に記載がありますが、株式会社日本エコロジーについては、令和2年5月に違反転用案件があり、当農業委員会から是正指導を受けています。

その際、再発防止策として、境界確定、施工範囲の確定に現場責任者を同席させる、と事業者の管理責任を確約しておりますが、今回、申請通りに施工されていない事態となっております。

15番
高木委員

議記番号15番、高木眞一です。

今の話ですけど、この間、境界問題だのあったのは、平の案件で、やり直したのは、この株式会社日本エコロジーでしょ。

結局、今度は、是正をしたくないと言っているのですよね。

あくまでも計画通りに施工するように、指導してもらいたいと思いますね。

事務局
(草野係長)

さらに、事務局から失礼します。

今回の、A3判資料にも記載のとおり、主張としては、既に設置している太陽光パネルについて、撤去したくないという言い分で、このまま計画変更してできないかという主張をしております。

事務局の考え方としては、簡単に認められるものではございません。

申請行為として、申請された計画内容を審議、許可したものであって、計画どおりに施工するのが当然のことと考えております。

計画変更ができる事情は限定されておまして、変更しなければ問題が起きるような場合、例えば、今回事業計画変更で出されている、河川砂防地に指定されていたというように、そのまま事業を行えば、何かしか事故が生じるような場合でして、今回は、木幡委員の御指摘のとおり、監督責任を放棄しているような事業者の過失によるものなので、計画変更は当然認められないものと考えます。

事務局としては、当初の計画通りに施工するよう指導していく考えであります。

議 長
(草野会長)

この他、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

9 番
松本委員

議席番号9番、松本英人です。

大変な乱暴な表現の主張だと思います。

今の時代に即さないような主張で、その辺も含めて、きちっとしてもらうのが筋だと思います。

乱暴で、まるで喧嘩を売りにきているような話だと思います。

議 長
(草野会長)

意見も出尽くしたと思いますので、これまでの意見を踏まえて、事務局でまとめていただき、3番の案件から事務局の整理をお願いします。

それでは、これから、5分間の休憩とし、16時55分から再開致します。

(5分間休憩)

議 長
(草野会長)

それでは、議事を再開します。

そえでは、休憩前の審議を踏まえ、許認可についての決を採って参ります。

はじめに、問題のあった案件について、事務局より審議内容を総括を説明を受け、個別に決を採って参ります。

その後で、問題無しと報告のあった案件について、決を採って参ります。

まず、番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

それでは、番号4番について説明致します。

こちらにつきましては、活発な御意見ありがとうございました。

出された意見としては、資材搬入路が狭い、高低差もかなりあって、本当に資材置き場として利用するのか、その計画が確実かというのが不明確であるという御意見が多かったと思います。

この点について、計画を確認する必要があります。

また、この土地については、現在、耕作には適していない土地ということで、転用もやむを得ないのではないかとの意見もございました。

資材置き場として転用するのが確実と言い切れないのであれば、再度、適正な計画を確認し再度提出を求めるべきではないかとの意見も出されました。

そう考えますと、許可、継続審議、不許可それぞれの意見が出さ

- 事務局
(草野係長) れているところです。
同じ事例として大久町での過去の転用事例の現状を踏まえると、こちらも同じように使用されるのではないかという疑問がありますことから、このまま許可は難しいと考えます。
ただ、事務局としましては、不許可に相当する計画の妥当性や確実性を明確にしなければならないことから、継続審議として、事業者に対し計画の妥当性や、確実性を確認し、整理した上で、次回の総会にお諮りしたいと考えます。
- 議長
(草野会長) 只今、事務局より番号3番について説明がありました。
このことについて、事務局の説明のとおり、継続審議としてよいでしょうか。

-異議無しとの声有り-
- 議長
(草野会長) 御異議無しと認め、番号3番は、只今の説明のとおり継続審議と致します。
次に、番号4番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局
(草野係長) 番号3番について説明致します。
常磐の案件でございますが、補足説明資料に基づく事務局説明のとおりで問題ないとの御意見でございました。
こちらについては、現状としては、譲渡人が違反転用状態にある申請でありますので一般基準を満たさず、不許可相当ではありますが、譲受人に非があるわけではなく、譲渡人も誓約書をもって、是正の意思を示していることから、農地への現状回復を確認する上で、一端保留させていただいて、次回の現地調査までに現状が回復されていれば、次回総会で許可可能ではないかと考えます。
今回の申請については、許可、不許可の判断を保留とするのが妥当と考えます。
- 議長
(草野会長) 只今、事務局より番号4番について説明がありました。
このことについて、事務局の説明のとおり、許認可の判断を保留とし継続審議としてよいでしょうか。

-異議無しとの声有り-
- 議長
(草野会長) 御異議無しと認め、番号4番は、只今の説明のとおり継続審議と致します。

議 長
(草野会長)

次に、番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

番号8番について、説明致します。

小川町の案件であります。こちらは、現地調査時の意見として資材の搬入路の問題、資材置き場として継続して使われるのかという問題が指摘されておりますが、本日の審議では特に意見はございませんでした。

資料のとおり、申請者から説明のあったとおりで問題はないという認識でとらえさせていただいて、申請については、許可相当と考えます。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より番号8番について説明がありました。

このことについて、事務局の説明のとおり、許可としてよいでしょうか。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、番号8番は、只今の説明のとおり許可と致します。

次に、番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

番号10番について、説明致します。

内郷の案件でございますが、今回の申請地については、現地調査時の意見のとおり問題はありませんでしたが、申請者である株式会社日本エコロジーにつきましては、別な事案で、許可条件に違反している行為が確認されており、そちらの是正も完了していない状況です。

違反行為がある案件につきましては、是正が完了するまで別な許可は出せないこととなりますので、今回の10番の案件については、不許可とするのが妥当と考えます。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より番号10番について説明がありました。

このことについて、事務局の説明のとおり、不許可とすることに御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、番号10番は、只今の説明のとおり不許可と致します。

それでは、次に、問題無しと報告のあった案件について、お諮り致します。

番号1番、2番、5番から7番、9番、11番及び12番について、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、番号1番、2番、5番から7番、9番、11番及び12番については、原案のとおり可決致します。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、只今の議決のとおりと決めます。

次に、議案第5号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

議案書の9ページを、お開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

それでは、詳細を御説明申し上げます。

議案説明書の17ページをお開き願います。

議案第5号、現況確認証明願いでございます。

次の18ページをお開き願います。

また、現地調査位置図、44ページからも併せてご覧ください
番号1番、申請地は川前町、登記地目は田及び畑、現況地目は原野です。

面積は、6,586㎡です。

非農地化した経緯については、申請者の父親が所有していましたが、平成19年ごろから耕作、管理ができなくなり、放置した結果、原野化し、現在に至っております。

また、平成26年9月に申請者が相続しておりますが、耕作、管理できないため、今回の申請に至りました。

番号2番、申請地は勿来町、登記地目は畑、現況地目は原野です。
面積は、178㎡です。

非農地化した経緯については、昭和初期から耕作を行っておらず、放置した結果、原野化し、現在に至っております。

番号3番、申請地は小名浜、登記地目は田、現況地目は原野です。
面積は、1,221㎡です。

非農地化した経緯については、平成22年までは耕作していましたが、それ以降は耕作する者がおらず、放置した結果、原野化し、現

事務局
(小川係長) 在に至っております。
以上3件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願
いが提出されたものです。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

3 番
蛭田委員 議席番号3番 蛭田元起です。
番号1番から3番の事案について、現地調査を実施した結果、特段
問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されたとのことでした。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ござ
いませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第5号現況確認証明願いについては、原
案のとおり可決致します。
次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を
求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の10ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書の19ページをお開き願います。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致しま
す。
1月は32件の届出がありました。
合計面積は、田96,903.54㎡、畑79,021㎡、合計175,924.54㎡でござ
います。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

事務局
(草野係長)

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書26ページをお開き願います。
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。
1月は15件の届出がありました。
合計面積は、田20,197㎡、畑1,243㎡、合計21,440㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の12ページをお開き願います。
【報告第3号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書30ページをお開き願います。
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。
1月は13件の届出がありました。
合計面積は、田5,813.92㎡、畑3,147㎡、合計8,860.92㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の13ページをお開き願います。
【報告第4号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書34ページをお開き願います。
農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。
1月は4件の通知がありました。
合計面積は、田6,661㎡、畑0㎡、合計6,661㎡でございます。
以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。
説明は以上です。
次の報告第5号は野木係長より報告致します。

事務局
(野木係長)

議案書の14ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書の37ページ、38ページをお開き願います。
引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。
1月は5件、相続税の納税猶予、贈与税の納税猶予、及び不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。
合計面積は、田39,766.51㎡、畑24,459.00㎡、合計64,225.51㎡になります。
審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議 長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、御承知願います。
以上を持ちまして、本日の議事は全て終了致しました。
続きまして、それでは、協議事項に移ります。
前回からの継続協議となっています、「空き家に付随した農地」の
取扱いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(阿部次長)

お手元に配付の総会資料2を御用意いただきたいと思います。
A3の資料にクリップ止めになっており、後ろにA4の資料が付
いているものでございます。
「空き家に付随した農地」の取扱いについて、でございます。
こちらは、前回総会からの継続審議となっているものでございま
す。
資料は、基本的に前回の焼き直しでございますが、より分かり易
いように、若干訂正を加えさせていただいております。
なるべく分かり易く、丁寧に説明をさせていただきますので、前
回と重複する部分も少なくないかと思っておりますけど、御了承いた
ささいと思います。
それでは、資料に沿って御説明致します。
最初に、項目の0でございます。
はじめにとありますが、最初に協議の趣旨をおさらい致します。
昨年12月に、当農業委員会に対し「空き家に付随した農地」の取
得に関する要望書が、NPO法人いわき市住まい情報センターから提出
されたところでございます。
このNPO法人は、我が農業委員会に対して、要望の回答を求めてお
りますことから、どのように回答するか協議を行う必要があるとい
うものでございます。
補足を致しますと、農地行政を掌る行政機関である農業委員会に
こういった類の要望書が寄せられる、なされるというのは、極めて
異例のことでございます。
ですから、慎重に御審議いただく必要があろうかと思っております。
四角囲みの1つ目になります。
説明の項目と順番ですが、項目の1つ目、まずはじめに、どのよ
うな要望かということ、改めておさらいしたいと思います。
項目2点目、その次に、いわき市住まい情報センターとは何ぞや
ということ。
3点目、農地付き空き家、空き家に付随した農地の取扱い、つま
り、農地付き空き家の取扱いは、いったいどういう仕組みになっ
ているのかということをお説明致します。

事務局
(阿部次長)

次に、4点目、当農業員会では、今まで、では、どのように対応してきたのかということをお説明致します。

これは、平成30年10月に行いました、第5回総会での決定事項をお説明致します。

それを踏まえた上で、項目5つ目の、要望に対する農業委員会の考え方。

そして、最後に6つ目、要望書に対する回答案の趣旨。

以上を、項目の順番で説明を進めて参ります。

それでは、改めて、項目の1つ目、どのような要望かですけれども、別紙の1をご覧いただきたいと思ひます。

クリップを外していただき、A4版の資料の右肩に別紙1と記載されているものでございます。

表紙に、「空き家に付随した農地」の取得に関する要望書とあります。

つまりこれは、農地の取得に関する要望ということになります。

日付が令和2年12月22日、いわき市農業委員会会長草野庄一様、特定非営利活動法人いわき市住まい情報センター、こちらが表紙です。

2ページをお開き願ひます。

裏面でございます。

令和2年12月22日と右肩に記載があります。

宛先が、いわき市農業委員会会長草野庄一様。

特定非営利活動法人いわき市住まい情報センター理事長佐藤光代でございます。

読み上げます。

「空き家に付随した農地」の取得に関する要望。

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、農地の利用適正化等にご尽力されていることに対し敬意を表します。

さて、表題の件について、次のとおり要望しますので、現状を御賢察いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

「空き家に付随した農地」の取得については、地方への田園回帰による定住、二地域居住のニーズの高まりを受け、国は平成30年3月に「農地付き空き家の手引き」を策定し、さらに、本年1月には、新規就農者の地方移住を促進するため、地域再生法の一部を改正して、「既存住宅活用農村地域等移住促進事業」を創設し、関係団体が連携して「農地付き空き家」等の情報提供、取得を円滑化するためのガイドラインを策定しています。

また、先進自治体においては、農地取得の別段の面積、下限面積

事務局
(阿部次長)

を1㎡に設定し、適用条件を緩和するなどの取組みにより、多くの新規就農者が農業に従事し、遊休農地の削減や地域活性化等に効果を上げております。

県内においても福島市や郡山市、白河市などにおいて、農地取得の下限面積を1㎡に設定し、権利取得を円滑にするため事務手続きを要綱で定めるなど、新規就農者の受け入れ体制を整備しております。

一方、本市においては、当該農地の下限面積を原則50aとし、また下限面積未滿で一定の条件を満たす場合には、個別の事案として市農業委員会総会で審議、議決を得て権利取得を許可することとしておりますが、下限面積の基準や摘要条件が明確でなく、新規就農希望者にとっては非常に分かりづらくハードルが高いものとなっております。

このことから、農地付き空き家の迅速な権利移転及び定住、二地域居住の促進、農業を取り巻く諸問題の解消、さらには、中山間地の地域活性化を図るため、新規就農希望者の受け入れ態勢の充実を要望します。

要望事項。

新規就農者の権利取得を円滑にするため、農地取得の下限面積を1㎡に設定し、事務手続き等を要綱で定めること。

要望書は以上のおりでございます。

本編資料に戻っていただきまして、A3版の資料でございます。

左側、項目の2つ目でございます。

いわき市住まい情報センターとは何者かということでございますが、行政と専門的な知見を有する民間が連携、協力しながら本市の空き家対策に取り組むため、不動産関係者や建築、設計、測量関係の団体、金融機関などを中心に組織されるNPO法人でございます。

詳細については、今ご覧いただいていた、A4の資料の4ページになりますが、こちらは、いわき市住まい情報センターのホームページを印刷したものでございます。

そこに、ご挨拶ということで、理事長様の挨拶が載っておりますが、8ページから9ページをご覧いただきたいのですが、8ページから、役員や会員の記載がございます。

理事長、佐藤光代さんです。

こちらの方は、福島県宅地建物取引業協会いわき支部の支部長を務めておられる方で、郷ヶ丘にある不動産仲介業、株式会社郷の代表の方でいらっしゃいます。

8ページの下の方に正会員とありますが、読み上げます。

福島県宅地建物取引業協会いわき支部、全日本不動産協会福島県

事務局
(阿部次長)

本部、福島県行政書士会いわき支部、福島県建築士会いわき支部、いわき市測量設計業協会、いわき市建設業協同組合、福島県工務店協会、次のページには、幾つかの金融機関が名を連ねているNPO法人ということになります。

本編資料に戻っていただきまして、左側の項目の二つ目の説明でした。

いわき市住まい情報センターとは、という項目です。

繰り返しになりますが、理事長は佐藤光代さんで、福島県宅建協会いわき支部の支部長、不動産仲介業株式会社郷の代表を務めておられる方です。

この団体は、空き家の利活用のために行政と民間の相互連携を目的に市と協定を締結しまして、空き家バンクの運営などを行っております。

資料の右側をご覧いただきたと思います。

項目の3つ目ですけれども、農地付き空き家の取扱い。

空き家に付随した農地の取扱いはどうなっているのかということでございます。

ここでは、まず初めに、(1)として、住まい政策としての空き家対策ということと、資料中ほどの(2)、空き家に付随した農地と農地法の関係ということを御説明致します。

まず初めに、(1)の住まい政策としての空き家対策ですけれども、その背景ですが、近年、人口減少や既存住宅の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化等により、適切に管理されない空き家が増加しておりまして、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害などが社会問題化しているという状況でございます。

国の対応ですが、このため、国は、空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定しまして、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に進めることとしているという状況です。

本市の動きでございますが、こうした状況を受けまして、いわき市といわき市住まい情報センターは、空き家対策の公的性格に鑑みて、先程御説明のとおり、行政と民間の相互連携を目的に協定を締結して、この協定に基づいて、いわき市住まい情報センターが、空き家の売り手と買い手のマッチングを行う空き家バンクを運用しているということになります。

続いて、(2)の空き家に付随した農地と農地法の許可ですけれども、空き家バンクの取り組みを通じて、空き家とそれに隣接する遊休農地をセットにして、いわゆる農地付き空き家で提供して、移住希望者を呼び込んでいる自治体が増加している状況であります。

他方、農地の権利取得には、農地法上の原則として取得後の経営

事務局
(阿部次長)

面積が50 a 以上でございます。

要するに、5反歩要件というもので、これは、3条許可の下限面積の要件です。

ただし、特例として農業委員会が、新規就農を促進するために適当と認められる面積を公示したときは、要するに別段の面積を設定したときは、50 a に満たない場合でも権利取得を許可することができるという、農地法施行規則の規定がございます。

その施行規則の規定は裏面でございますが、裏面に注1ということで、注1の農地法の施行規則で下限面積の特例です。

原則50 a であるところの特例がある。

読み上げますが、遊休農地が相当程度存在する区域であって、当該区域内の位置及び規模からみて、小規模な農家が増加しても、周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合は、新規就農を促進するために適当と認められる面積を別段の面積とすることができるということです。

要するに、遊休農地等が沢山あって、新規就農を促進するためにこれぐらいだったらいいんじゃないかという適当な面積を農業委員会が認めた場合には、50 a に満たなくても、権利取得を許可すると、そういった特例になります。

前のページに戻っていただきまして、ポチの1番下ですね。

この特例は、空き家に付随する農地のために設けられたものではないんですけども、全国の自治体では、この特例を、言ってみればうまく活用して、空き家バンクに登録された空き家に付随した農地については、都会から地方への移住促進だとか、新規就農の確保とか、そういった主に2つの観点から、3条の許可要件のうち、下限面積要件を引き下げて、別段の面積を設定する取り組みが広がっている。

例えば、福島市や郡山市なんかは0.01 a、つまり1 m²ですね。

3条許可要件が改めてどうなっているのかと申しますと、次のページに記載しております。

注2ですけど、農地法3条許可要件、1点目、全ての農地を効率的に耕作すること。

2点目、常時農業に従事すること、具体的には年間150日以上。

3点目、下限面積50 a 以上を耕作すること。

など、こういった要件が3条許可にはあります。

要するに、幾つかある3条許可要件の③の下限面積を、1 m²とかに引き下げることで、都会から地方への移住促進、あるいは新規就農者の確保とそういったことを目指そうという取り組みが広がっているということでございます。

事務局
(阿部次長)

なおですね、①全ての農地を効率的に耕作することや、②の常時就農の要件は、特に就農意欲に関わる要件ということになります。

では、項目4つ目ですけども、当農業委員会では、空き家に付随する農地の取扱いについて、どういう対応してきたのかというのが項目の4番目です。

平成30年10月の第5回総会で決定した取扱い方式でございます。

当時、空き家に付随した農地に係る下限面積の取扱いについて、いわき市住まい情報センターと事務レベルで協議したうえで、総会で空き家に付随した農地の取扱い方針を決定しております。

四角囲みのおりです。

空き家バンクに登録された農地付き空き家で、別段の面積に係る農地指定の申出があった場合には、中山間地等、担い手が不足している地区の新規就農を促進することを目的に、個別の事案ごとに、農業委員会総会において、別段の面積の設定について議決を求める。

という取扱いを決定したところでございます。

要するに、1㎡とか、あるいは1aとかそういう具体的な数字の基準を決めるんじゃないくて、1件審査だよと、新規就農で申請があったら、50aに満たなくても1件審査で見えていきますよと言う事を取扱いとして決めたということです。

項目の5番目です。

要望に対する、当農業委員会の考えですが、くどくて申し訳ありません。

改めて要望を見てみますと、要望の趣旨は、農業委員会に対して、1つ目、農地取得の下限面積を1㎡に設定すること。

2つ目、事務手続き等を要綱で定めること。

この2点を、当農業委員会に対して求めているものでございます。

その目的はというと、新規就農者の権利取得を円滑にするため。

つまり、農地取得の下限面積を1㎡に設定するといったことで、括弧書きで書いてありますけど、農地付き空き家の迅速な権利移転、及び、定住、二地域住居の促進、農業を取り巻く諸課題の解決、さらには中山間地の地域活性化を図るというのが、先方の言う目的であります。

その理由ですけども、要望で言っている理由は、空き家に付随する農地について、先進自治体では下限面積を1㎡、0.01aですけども、に設定して適用条件を緩和しているにもかかわらず、本市は下限面積の適用条件が明確ではない。

新規就農希望者には非常にハードルが高いこと、そういった理由で要望するというところでございました。

この要望について、我々農業委員会としてどう考えるかというこ

事務局
(阿部次長)

とですが、右側のページをご覧くださいと思います。

(2)として、平成30年の第5回総会で決定した取扱い方針の根底にある考え方を述べております。

空き家に付随した農地に係る3条許可にあたっては、たしかに当農業委員会では、他の自治体のように具体的な数値、基準として下限面積を設定していないところでございます。

しかしこれは、極めて小さい下限面積を認めないということではなくて、下限面積以外の許可要件、特に就農意欲、具体的には左側のページの注の2、農地法3条許可要件がありました。全ての農地を効率的に耕作することか、2つ目の常時農業に従事すること、年間150日以上従事すること、こういった就農意欲などの要件を満たせば、面積の大小に関わらず、空き家に付随した農地の取得を許可するという考え方を基本にしている。面積の基準は設けなかったということでございます。

つまり、空き家に付随した農地の取得については、新規就農者の確保等の観点から、特に就農意欲に着目して許可の適否を判断することになっているので、あらかじめ具体的に下限面積を設定すること自体に意味がない。

そう考えたからこそ、下限面積を設定してないということでございます。

仮に、下限面積を1㎡などと設定した場合、面積要件さえクリアすれば就農意欲がなくとも3条許可が得られるといった誤解を招くことが懸念されます。

以上のことから、空き家に付随した農地にかかる3条許可申請があった場合には、一律に何㎡以上あれば空き家に付随する農地として認めるということではなくて、面積の大小に関わらず個別具体の事案ごとに就農意欲等を審査して、面積要件以外の許可要件を満たす場合には、その農地の面積をもって別段の面積として設定する旨を議決するという風に、取扱いを定めたところでございます。

以上の考え方に照らして、最後、項目の6つ目、結論でございます。

要望書に対する回答の趣旨でございます。

以上を踏まえ、要望書に対し次のとおり回答することとしたいと考えております。

下限面積については、他自治体のように1㎡など具体的な数値で設定せずとも、現在の方針で新規就農者の権利取得を円滑に進めることが可能だと、そのため、下限面積の数値設定は行ないません。

ただし、手続きの明確化、より円滑な事務処理を図るため、空き家に付随した農地の取扱いに係る要綱、つまり手続きを定める要綱

事務局
(阿部次長) ですけども、その手続きを定める要綱については、整備しますと、そういった趣旨で回答することが適当と考えております。
説明は以上でございます。

議長
(草野会長) 只今、事務局より説明がありました。
前回の説明と併せて、制度の内容、事務の流れ、要望書への対応まで説明ありましたが、これについて、協議を行います。
委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

24番
佐藤委員 議席番号24番、佐藤吉行です。
私も、まだ理解に苦しむんですが、新規就農者の権利取得を円滑にするためと言ってもさ、1㎡でどうやって新規就農と言うんでしょうか。
まだ、理解しきれないんですね。
1㎡を150日の営農なんてできるわけじゃないじゃないですか。
3反歩、5反歩だったらまだわかりませんが。
理解に苦しみますね、はっきり言って。

事務局
(阿部次長) 委員のおっしゃることは、全くもっともだと事務局は思っています。
ただですね、平成30年の第5回の総会において、面積の大小を問わず1件毎に審査しますよ、小さくても大きくてもそこは問いませんという風に決めています。
ですので、仮に1㎡だと申請があった時に、認めるか、認めないかという判断をしなければならのですけれども、例えば、取得する、権利移動するのは1㎡です。
今は、1㎡ですけど、自分は農業を本気でやりたい、だから、貸してくれる人がいたらどんどん紹介してくれ、自分は、所有はできないけど、借りてどんどんやるからという意気込みがあれば、仮の話ですけど、仮にそういった事例があったとすれば、それを1㎡だからだめよと、言い切れないかもしれないということなんだろうと思いますね。
なので、いわき市としては、面積の大小に問わず、就農意欲に応じて判断しますと、なので、1㎡という基準は決めません。
という考え方だという風に理解しております。

22番
木田委員 議席番号22番、木田テイ子です。
今の、農業の新規就農者という人たちは、本当にやる気があるのだったら、それこそ50aでも1町歩でも足りないくらいで、そうい

22番
木田委員

う人は本当に歓迎したいと思います。

けれども、この1㎡とかいうのは、家庭菜園程度のやつでね、田舎に来て、ままごと遊びのような農業していて、生活していけるんですか。

農業を余りにも軽んじていませんか。

ただね、私は今までに田舎に来て農業やりたいとして、私たちの農業のグループに入って一生懸命やっている人たちがいましたけど、長続きしないで、皆帰って行きました。

それというのには、会社において、退職金をもらって、金のある内は、もう空気がいい、のんびりしていい、都会とは違う空気だと、そう思って来て生活してきたけども、お金が無くなって生活していけなくなってきたら本当に可哀そうなものです。

そういう人達を5人も6人も見て来ました。

そういう状況の中で、新規就農者で本当にやる気があるのであれば、それこそは大歓迎かと思えます。

住宅も農業指導もしてやりたと思えますけど、最初から小さな家庭菜園の規模でね、農業やろうと思ってくるような人達は、長続きしません。

そういう状況の中で、この数字を、面積を見ると、あまりも農業というものをね、甘くみているんじゃないかなって、憤慨しました。

以上です。

事務局
(金成主査)

平成30年の第5回総会で提案した者として、ひと言説明させていただきます。

この施策は、都市部から地方部への移住と、新規就農者の確保という2つの側面を持った施策だと理解しています。

新規就農に関しては、ごく小面積でどれほどの農業ができるのかというのは、委員の皆様からお話いただいているところです。

農地法第3条許可申請において、審議をする際に、新規就農者である場合には、営農計画も確認することになります。

その要件があまりにも小さい規模であった場合には、営農計画が不十分であることにおいて許可が難しいと判断されることも、初めに提案させていただいた条件として考慮していたところです。

他方、住まい政策の観点から言いますと、例えば、空き家に30aや40a程度の水田が所有地として付随していて、50a未満のために、権利移動が焦げ付いてしまうという事態も考慮され得ると考えています。

空き家に付随する農地が、営農という点で十分にその要件を満たせるかどうかという点を、総会にお諮りする上での要件のひとつと

事務局
(金成主査)

考えて、下限面積を設けず、いわき市住まい情報センターから寄せられる相談に対して、柔軟に1件毎の確認を行うことと致しました。

その上で、新規就農者としての営農意欲と、農地としての営農の要件が十分に合致すると考えられる案件についてお諮りすることとしたものです。

当時ですと、下限面積を10 a や1 a としていた自治体は少なからず存在しておりましたが、1 m²、すなわち0.01 a とする自治体は無かったと認識しており、そういった情報を提示できておりませんでした。

議長
(草野会長)

向こうの言い分は言い分として、非常に腹立たしい部分はあるのですが、農業委員会として回答する必要がありますので、今の意見も非常に真つ当な意見であると思いますので、そういうことも参考にしながら、対応したいと思いますが、その他に、御意見はございますか。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

この辺りで、結論を付けることも考えてないといけないと思います。

今、何人かの委員から御意見がございました。

これは、国に対して我々がいつも憤慨していることで、国の規制改革検討委員会という方々が、勝手に東京のどこかの部屋で話をするような発想から出てくることであって、次長も先程お話されたように、我々は、資料の要望に対する回答案の趣旨、これで、私はしっかりと回答していただいて今後も対応していく。

そうでなければ、この面積では、木田委員からもありましたとおり、私も近くに何人もの人を連れてきて畑よ、田んぼよ、空いてるビニールハウスよと、斡旋してきました。

全員の方が3年もやると限界ですと言って、いなくなりました。

家庭菜園だって、畝1枚か2枚の畑だって、もうできません。

そして、資材は畑に置きっぱなし。

我々はそれを片付けるのだって大変でした。

10人くらい畑を分譲するような形で提供しました。

もろもろ資材、石よ何よって畑に入って、私、トラクターの刃が2本折れてしまいました。

まさに、我々の感覚とは全く違うので、これはもう新規就農とは名目だけであって、不動産屋の方々が考えるものである。

我々とは全く考えが及ばないものでの発想であるということで、この回答の趣旨というものを、私はしっかりと対応して、今後も行

13番
鈴木委員

っていただきたいと思います。

11番
新妻委員

議席番号11番、新妻信夫です。

私の隣組でも、昨年10月末に亡くなりまして、空き家と農地が相続手続きを進めていますが、相続者が遠くにいて、管理できないというところですね、たまたま北の方に土地と家屋をまとめて買っていいのかなという話があったのですが、ただ、新規就農者には成り得ないと。

田んぼは、前耕作していた方が担い手にお願いしていたのですよ。

そういう場合に、継続して担い手にお願いする場合には、新規就農者でないと買えないような状況なのではないでしょうか。

議長
(草野会長)

これは、先月の質問と重複してますね。

前回の質問と同じかと思いますが、これについては、どうでしょうか。

事務局
(阿部次長)

農地付き空き家のスキームに乗せて空き家に付随する農地だと取り扱うためには、新規就農であるということと、都会から地方への移住の2つが必要になる。

ですので、今のお話で新規就農には成り得ないかなあとする、その時点で農地と空き家をセットで買うというのは難しくなると。

ですから、農地は農地でどなたかになるとはなりますが、3条許可の場合ですと買うにしても農業やっている方でないと、権利移転できないですし、買った後に転貸はダメなんですね。

買ったなら買ったで、自分でやらないといけないというのがありますので、要件というのはそういうことになります。

議長
(草野会長)

新妻委員、これについては、場合によっては、これに該当してくるかもしれませんが、今の協議案件とは別な話になるかと思いますが、個別に事務局に相談いただいてもよいでしょうか。

委員の皆様から、他に御意見はございますか。

-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長)

それでは、要望書に対する回答書の趣旨に集約されていると考え、趣旨に沿う形で回答することとして、文面を会長一任としてよろしいでしょうか。

-異議無しとの声有り-

議長 (草野会長) それでは、NPO法人いわき市住まい情報センターからの「空き家に付随する農地」に関する要望書については、事務局案の趣旨とし、文面を会長一任として、回答させていただきます。

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かありますか。

事務局 (金成主査) 事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。

【資料3】令和3年度いわき市農業委員会年間行事予定表 (案)

→説明した。

【資料4】令和3年度いわき市農業委員会現地調査 (定例的調査) スケジュール (案)

→説明した。

【資料5】いわき市農業委員会総会のオンライン会議について

→説明した。

【資料6】第17期農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について (中間発表)

→配付した。

【資料7】農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿の提出について (依頼)

→依頼した。

令和3年農作業労働賃金標準額表

→配付した。

福島県いわき農林事務所管内図

→配付した。

議長 (草野会長) その他に、委員の皆様から何か御意見はございますか。

特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第35回総会を閉会致します。